



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

# 近代日本の公共空間を代表する文化的資産である 神宮外苑の保全・継承についての提言

--- 「社会的共通資本である都市の緑地」の保全に向けて---

令和4年 10月 3日

内閣総理大臣 岸田 文雄様  
国土交通大臣 斉藤 鉄夫様  
環境大臣 西村 明宏様  
文部科学大臣 永岡 桂子様  
文化庁長官 都倉 俊一様  
東京都知事 小池 百合子様  
東京都議会議員 三宅 しげき様  
新宿区区長 吉住 健一様  
新宿区区議会議員 桑原 ようへい様  
港区区長 武井 雅昭様  
港区区議会議員 ゆうき くみこ様  
三井不動産株式会社 代表取締役社長 菰田 正信様  
宗教法人明治神宮 宮司 九條 道成様  
独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 芦立 訓様  
伊藤忠商事株式会社 代表取締役社長 石井 敬太様

(一社) 日本イコモス国内委員会委員長 岡田 保良

(一社) 日本イコモス国内委員会

文化的景観小委員会主査 石川 幹子

住所： 東京都千代田区一ツ橋 2-2-5

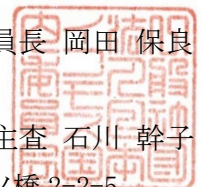
岩波書店一ツ橋ビル 13F

(株)文化財保存計画協会 気付

法人名：(一社) 日本イコモス国内委員会

連絡先：Tel/Fax 03-3261-5303

Email jpicomos@japan-icomos.org





ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

提言1 国民の貢献により創り出された「神宮外苑」は、国際社会に誇る「近代日本の公共空間を代表する文化的資産」です。聖徳記念絵画館は重要文化財に指定されていることから、「いちょう並木」の永続的保全のために、「名勝」の指定を提言いたします。また、すぐれた自然環境を有する樹林地、及び大量の樹齢 100 年を超える歴史的樹木の保全については、国土交通省、環境省、東京都等におかれましては、適切な法の適用、もしくは新しい法的枠組みの創出を検討していただきたく、お願いいたします。

提言2 再開発により、約 900 本にのぼる樹木の伐採が計画されています。これらの樹木の多くは、国民の献木によるものです。明治神宮におかれましては、大量の樹木伐採の理由を、国民に対して開示してください。新宿区長及び港区区長、新宿区区議会及び港区区議会におかれましては、東京都風致地区条例に基づく伐採等の許可権限（2014 年 4 月 1 日より、新宿区、港区に移譲）を適切に行使することにより、風致地区条例を遵守し、樹木、樹林地、並木道の保全を、確実にを行うことを提言いたします。

提言3 東京都環境影響評価審議会に事業者が提示したデータは、根拠を確認することのできないものであり、「事業者は、対象計画の策定及び対象事業の実施に際し、環境の保全について適正な配慮をするため、その責任と負担において、この条例に定める手続を誠実に履行しなければならない」とする東京都環境影響評価条例第七条に示された事業者の責務の誠実な履行を逸脱することから、事業者は、明確な説明を、東京都、都環境影響評価審議会、及び国民に対して行うべきです。

また、東京都は、市街地再開発事業対象地に限定したエリアの伐採樹木数のみを広報誌（ファクトシート等）に掲載しているため、大幅に伐採本数が減少したとの誤った理解が流布しています。情報の不明確な開示と、根拠の確認できないデータに基づき、広く広報活動を行っていることに対する責任を明確にしてください。



提言4 イチョウの直近に野球場、商業施設等が建設されることにより、外苑青山口の「いちょう並木」は存亡の危機に瀕しています。

再開発の前提であり、事業者も「未来永劫の保全」を確約している「いちょう並木」の保全について、事業者は、先行事例（隣接する新宿御苑トンネルと保存樹木の残存状況調査：1983年～2022年）によって得られた、地下構造物と樹木の保全に関する40年にわたる実証的データ等を精査し、その上で、いちょう並木の「永続的保全を確約する根拠となるデータ」を明確に提示し、説明責任を果たすことを提言いたします。

提言5 秩父宮ラグビー場の移設計画は、「公園まちづくり制度」の不適切な適用により、現在のエリアの商業的利用の増進（ホテル付野球場、商業施設、高層化によるオフィス機能の導入等）により、利益追求を目的とするものとなっており、文化的資産と、貴重な自然環境を完膚なきまでに破壊するものであることから、再開発計画を見直すことを提言いたします。

提言6 日本イコモスは、大量の樹木伐採を回避し、外苑の文化的資産を守る具体的提案を、2022年4月に発出しております。この案は、秩父宮ラグビー場の現地再建を行うことにより可能となります。事業者、東京都におかれましては、10万人にのぼる市民の反対運動を真摯に受け止め、文化的資産の保全を基盤とする外苑の未来を再考していただきたく提言いたします。

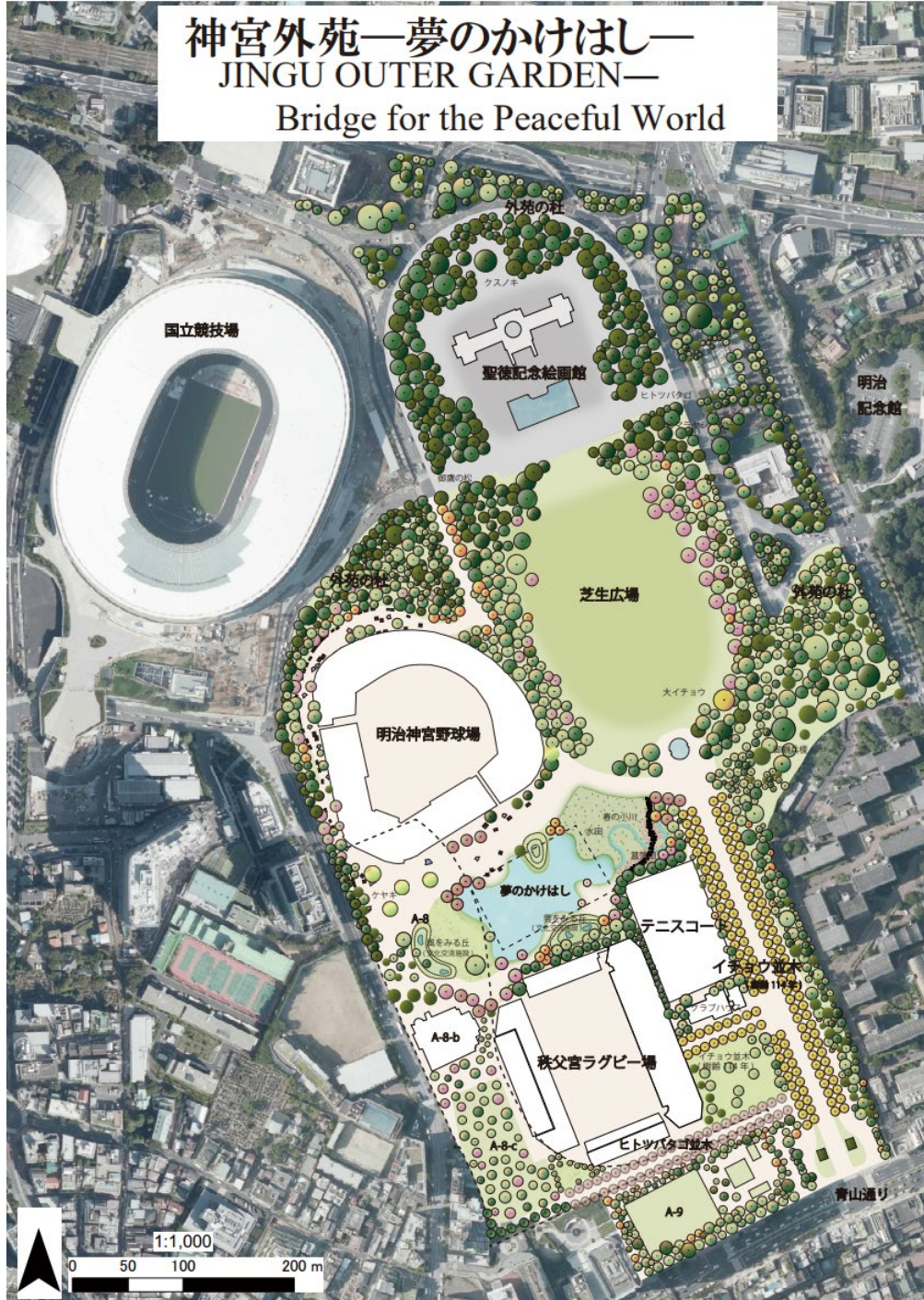
提言7 伐採樹木数に関しましては、事業者報告と日本イコモス調査は著しく乖離しております。公明正大な議論を行うために、神宮外苑の現地にて両者立会いのもと、公開で伐採樹木の確認をすることを提言いたします。10月下旬頃の開催が適切と存じます。

これらの提言は、いずれも緊急に検討し、対応していただきたいと考えており、提言に対するご返事・ご回答を令和4年10月31日までに頂戴いたしたく、よろしくお願い申し上げます。



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

日本イコモス提案 神宮外苑——夢のかけはし——  
樹木の伐採を回避し、文化的資産・神宮外苑を保全、再生する提案  
令和4年 10月1日 (修正)



注) 2022年4月26日提案からの変更: A-8-cのエリアの建築の破線を消去。絵画館前広場の再検討(外苑の主景である、樹林を活かした芝生広場のおおらかさを尊重)。神宮球場は、リニューアルも含め再建手法を多くの人々が、共に、考えていく。



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

## <提言の主旨>

都市における緑地（樹林地・水辺・公園・庭園・スポーツグラウンド等）は、そこに住むすべての人々が、すぐれた自然環境と文化を共有し、ゆたかな経済生活を営み、人間の尊厳を守り、互いに思いやりのある社会を形成していくための社会的共通資本です。

歴史的にみて、世界各国における都市の緑地は、絶えず改廃の危機に見舞われてきました。その持続性を担保していくことは至難の業であり、それぞれの都市において市民・行政・企業が智慧を出しあい、協力をし、保全・継承を行ってきました。

事例としては、19世紀中葉に、「民主主義の庭」として創り出されたニューヨークのセントラル・パークがあります。1858年に開園したセントラル・パークには、岩倉使節団（1871年）も訪れ、日本における公園制度を構築する過程で、その礎（いしずえ）として、大きな影響を与えました。164年の星霜を刻んだ、今日、その面積330haは減じることなく、ニューヨーク市民の「珠玉の宝」として継承されています。

現在、再開発で改廃の危機に瀕している「神宮外苑」は、明治という時代が終焉し、首都東京が近代化の道を歩み出した大正2年2月に、貴族院議長・徳川家達より、時の内閣総理大臣・桂太郎に建議され、実現に移されたものです。明治神宮の造営は、「森厳莊重」を旨とする「内苑」と、「公衆の優遊」を旨とする「外苑」を、前者は国費をもって、後者は献費により行うことが決定されました。内苑と外苑を合わせた総面積は131haで、日比谷公園の約8倍、上野公園の約2.5倍の広大なエリアです。

資金を集めるために「外苑」については、明治神宮奉賛会（今日のNPOに相当する組織）が、渋沢栄一、阪谷芳郎（東京市長）、三井八郎右衛門等により発議され、全国及び海外からの献金と献木により、約10年の歳月をかけて、大正15年10月に竣工をみました。この間、関東大震災が発生し、外苑は仮設住宅や救護の拠点となりました。隣接する慶應義塾大学病院は罹災者の救護、今回の再開発の当事者である三井財閥は、仮設住宅の建設と避難民の救済に多大な貢献をしたと記録されています。国民からの献金の総額は7,033,640円（予定：4,500,000円）、献木は54種3,190本、内外苑造営に奉仕した青年団は、延べ102,792人にのぼったと記されています（『明治神宮内苑誌』昭和5年、『明治神宮外苑志』昭和12年）。

外苑は造営後、明治神宮に奉献され、その美観を永久に保存することが明治神宮奉賛会より要請されました。大正15年9月14日には、東京都市計画・明治神宮風致地区が、日本における最初の風致地区として指定され（内務省告示134号：内苑・外苑・北参道・表参道・西参道・神宮外苑青山口・内苑外苑連絡道路沿線）、文化的資産として歴史を刻んできました。指定面積は、令和3年4月1日現在、274haとなっています。

風致地区制度は、その後、全国に展開され、765地区で170,105.7haの指定となっています（平成29年3月31日現在）。札幌市（大通・豊平川等）、仙台市（愛宕山・八木山・大南寺等）、宇都宮市（八幡山等）、さいたま市（大宮）、市川市（国府台等）、横浜市（山手・



## ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

本牧・根岸・磯子等)、新潟市(白山等)、岐阜市(金華山・長良川等)、静岡市(有度山・三保久能海岸)、名古屋市(東谷山・子幡・東山等)、京都市(上賀茂・比叡山・東山等)、神戸市(六甲山・住吉川等)、奈良市(春日山等)、下関市(壇之浦等)、徳島市(眉山等)、高松市(高松)、北九州市(風師・足立戸ノ上等)、福岡市(福岡城址等)、長崎市(唐八景・南山手等)、熊本市(江津湖等)、鹿児島市(寺山等)、那覇市(漫湖等)等、全国津々浦々において、風致地区制度は、自然と人により形成されてきた文化的資産を守ってきました。

一世紀の星霜を経て、2018年11月、東京都より「東京2020年大会後の神宮外苑地区まちづくり指針」が発表され、外苑地区を「にぎわい溢れるみどり豊かなスポーツの拠点」とするために市街地再開発事業が計画されました。この事業は、風致地区内の約900本の樹木を伐採し、継承されてきた文化的資産の破壊につながるため、日本イコモスは意見書、提言の発出を行って参りました。

- ・2021年12月28日「神宮外苑地区に係わる都市計画案」に関する意見書
- ・2022年2月7日 「国民の献費と献木、奉仕により創り出された、優れた文化的資産である神宮外苑の未来への継承についての提言」

しかしながら、2022年2月9日に開催された第236回東京都都市計画審議会において、外苑地区の地区計画・都市計画公園の削除の案件は原案通り可決され、3月10日に、東京都告示第二百八十三号、第二百八十四号として告示された所です。これを踏まえて、日本イコモスは、文化的資産を保全・継承していくために代替案の提案を行いました。意見・提言・代替案の提案のいずれも、全く、受け入れていただくことなく今日に至っています。

- ・2022年4月26日「樹木の伐採を回避し、近代日本の名作・神宮外苑を再生する提案」

市街地再開発事業に伴う環境影響評価については、東京都環境影響評価審議会に2021年8月20日に評価書案の諮問が行われ、2022年8月18日に答申が出されましたが、評価書案に記載された内容に関する根拠の不明瞭さ等が指摘され、「審議会としても今後の事業者の環境保全措置に継続的に関与する」という、異例の答申となりました。この間、外苑の文化的資産を守り、樹木の伐採に反対する市民の皆様の署名活動が活発に行われており、2022年9月29日現在、105,743名の皆様が再開発の見直しを求めておられます。また、2022年5月26日に都知事より「神宮外苑地区におけるまちづくりに関する要請」が事業者に対して発せられ、8月18日、事業者から回答が出されましたが、この回答書には、「社会的責務に反する重大な事項」が含まれており、この提言書で明らかに致します。

以上の経緯を踏まえて、日本イコモスは、次の観点から、提言を行うものです。

- ・神宮外苑の文化的資産の保全に関する法的取り組みの推進
- ・根拠の不明瞭なデータに対する事業者からの御回答と社会的責務について



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

## 目 次

提言 .....	i
提言の主旨 .....	iv
<b>提言 1: 神宮外苑の文化的資産の保全・継承・活用に向けた法的枠組みの整備 .....</b>	<b>1</b>
1. 神宮外苑の歴史的意義：近代における公園緑地の揺籃 .....	1
(1) 伝統と革新 .....	1
(2) 近代都市計画とパークシステム .....	2
(3) 近代都市美運動と外苑整備 .....	2
(4) 神宮外苑のデザイン：「近代風景式庭園」 .....	4
(5) いちょう並木 .....	5
2. 神宮外苑における文化的資産の保全の現状 .....	6
(1) 重要文化財の指定 .....	6
(2) 名勝の指定について .....	7
(3) 眺望景観の保全について .....	8
(4) 樹林地の保全について .....	8
<b>提言 2： 神宮外苑における樹木伐採の回避に向けて .....</b>	<b>9</b>
1. 神宮外苑における創建時より継承されてきた歴史的樹木と伐採計画 .....	9
2. 明治神宮内外苑風致地区の歴史的経緯 .....	10
3. 風致地区条例の現状 .....	11
4. 風致地区における樹木伐採の現状 .....	12
<b>提言 3： 神宮外苑再開発に伴う伐採の対象となる樹木数について .....</b>	<b>16</b>
1. 神宮外苑再開発地区における伐採が計画されているエリアと本数 .....	17
2. 市街地再開発事業対象地における伐採樹木の変遷と根拠の検証 .....	19
3. まとめ .....	20



<b>提言4：危機に瀕する「いちょう並木」</b> .....	23
1. 「いちょう並木」の永遠の保存と新神宮球場の位置 .....	24
2. 地下構造物と樹木の保全に関する影響に関する実証研究 ——新宿御苑トンネルの建設と樹木の持続的維持に関する調査 .....	26
3. 保全の対象となった新宿御苑の森のエリア .....	27
4. 新宿御苑トンネルの建設に伴う、森の保全の全体像 .....	28
5. 放射第5号線の建設に伴う御苑の森の変化 .....	28
6. 総括表 .....	32
7. 結果 .....	33
8. 分析を踏まえた「いちょう並木」の今後に向けての考察 .....	33
9. 「いちょう並木」の歩行者専用道路に向けて .....	35
<b>提言5：「公園まちづくり制度」の不適切な適用による文化的資産の破壊 ——秩父宮ラグビー場の現地再建の必要性</b> .....	36
1. 建国記念文庫の森の現状と計画 .....	37
2. 建国記念文庫の森の樹木保存計画の検証 .....	38
(1) 建国記念文庫の森と新ラグビー場の位置 .....	38
(2) 建国記念文庫の森における保存緑地 .....	38
(3) 建国記念文庫の森エリアの再開発により生じる問題 .....	39
<b>提言6：日本イコモス提案 「神宮外苑——夢のかけはし」 樹木の伐採を回避し、文化的資産・神宮外苑を再生する提案</b> .....	43
<b>提言7：公開現地調査の提案 ——事業者の伐採樹木数と日本イコモス調査の乖離に関する現地検証会の開催</b> .....	45
<b>参考文献</b> .....	46





## ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

＜神宮外苑の文化的資産の保全・継承・活用に向けた法的枠組みの整備に向けて＞

提言1 国民の貢献により創り出された「神宮外苑」は国際社会に誇る、「近代日本の公共空間を代表する文化的資産」です。文化的資産は社会が共有することにより未来への礎となり、世界の文化の発展に寄与するものです。

聖徳記念絵画館は重要文化財、葬場殿址円壇・角池・丸池は絵画館の附（ついたり）に指定されていますが、これを取り囲む神宮外苑の文化的資産は、現在、保全の措置が全く講じられておりません。いちょう並木は、2012年6月に文化庁より全国的な「名勝」の指定に向けた調査が行われ、その中で特筆すべき「重要事例」として公表されています。

今回の再開発において、いちょう並木を含む神宮外苑の名勝としての指定等に向けた検討等は全く行われていないため、公共の観点からその重要性に鑑みて、土地所有者である明治神宮、国、東京都、港区、新宿区は、速やかにその価値を明らかにするための調査を行い、その永続的保全に向けた検討を行うことを提言いたします。

また、100年を超える樹林地の保全は、都心において極めて重要であり、国土交通省、環境省、東京都等におかれましては、適切な法の適用により、自然環境保全施策を展開することを提言致します。

### 1. 神宮外苑の歴史的意義：近代における公園緑地の揺籃

#### (1) 伝統と革新

日本における近代公園の整備は、1873年に発せられた太政官布達により始まりました。居留地における横浜の山手公園（1870年）や神戸の東遊園地（1875年）等は、欧米の文化を導入したのですが、「古来の勝区名人の旧跡等是迄群集遊観の場所」を「永く万人偕楽の地」とし、公園としていくことは、この太政官布達が嚆矢となります[1]。この背景には、1871年から1873年にかけて派遣された岩倉使節団による欧米の視察が大きな影響を与えていたと考えられます。

写真1は、岩倉使節団がニューヨーク市長から献本を受けたセントラルパークの年次報告書ですが、当時、まだ公園という用語がなかったことから「中央遊歩場」と記載されています。1885年から審議が開始された東京市区改正設計審査会では、この使節団に同行し、日本に「衛生」という新しい概念を創り出した初代内務省衛生局長の長與専齋が次のように論陣を張っています。

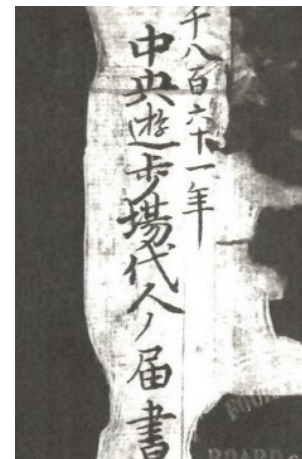


写真1 セントラルパーク年次報告書  
(1861年)



## ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

「人口稠密の都府に園林及び空地を要するは、(略)衛生上より論ずれば、街区相連り(略)、開豁清潔の場所あるに非ざれば、住民日常の生活、産業より生ずる大気の汚敗を更新するの路なく、有害の悪気市区に沈滞して病夭の媒を為し其浄除揮散を求むるも得可からず。是家に庭なく、室に窓ゆうなきに同じく、亦身体に肺臓を欠くに異ならざるなり」[2]。

こうして、東京における近代公園の整備は、「都市の肺」を創り出し、人々の健康を守るという考え方のもとに、新しい一步を踏み出すこととなりました。第一号として1889年に誕生した小公園が、日本橋坂本避病院(伝染病病院)を移転し整備された坂本町公園です[3]。

### (2) 近代都市計画とパークシステム

大正期にはいり、近代都市計画として公園緑地整備に大きな転換を促したものが、明治神宮内苑・外苑と、これを結ぶ連絡道路の整備でした(図1)。これは、当初、明治50年に開催を予定していた日本大博覧会の計画地でしたが、明治天皇の崩御に伴い、明治神宮内外苑として整備することが1913年2月27日に建議され、13年の歳月をかけ実現に移されたものです[4]。

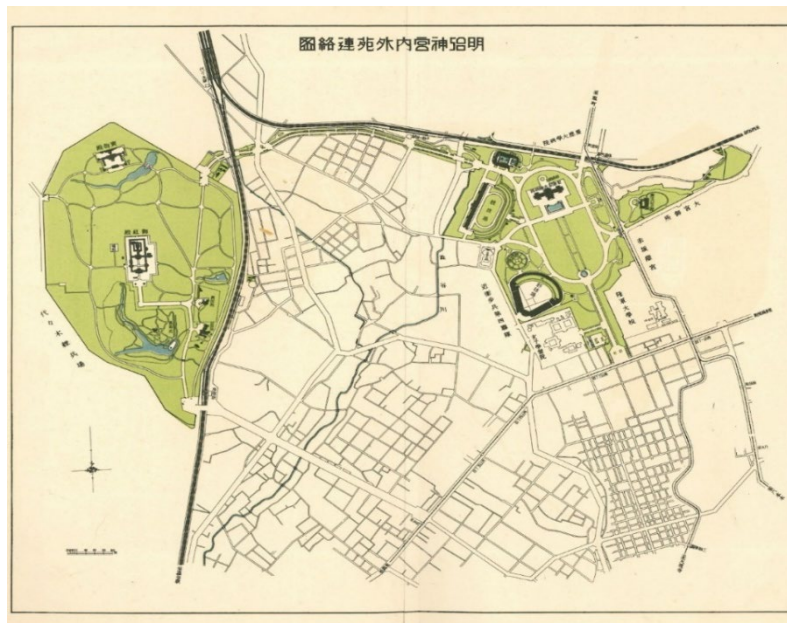


図1 明治神宮内外苑連絡図

### (3) 近代都市美運動と外苑整備

外苑の計画と整備は、奉賛会より神宮造営局に委託され、委員として古市公威、伊東忠太、佐野利器等、造園系としては川瀬善太郎、本多静六、原熙が任命され、外苑計画綱領及び工事概算書が決定されました。実務に当たった中心人物が、原熙門下の折下吉延で、1915年に明治神宮造営局技師に任じられています。折下は、宮内省内苑寮技師として新宿御苑に奉職後、奈良女子高等師範学校の教授でしたが、外苑造成の大役を拝命したもので、当時35歳の新進気鋭の技術者であったと記載されています[5]。

『明治神宮外苑志』には、「庭園編」として計画の考え方が、以下のように書かれています。



「神宮内苑の靈域は（略）、清雅幽邃なる神苑林泉相參差映發し、森嚴にして莊重なるをもってその基調とせり。外苑の庭園に至りては之に異なり、一たび内苑を離れて足外苑に入れば、明朗にして快濶、優雅哨悠（略）、現代庭園なり」[6]。

図2、3は、同書におさめられている外苑計画図ですが、大きく異なっていることがわかります。図2は、運動施設は競技場のみで芝生広場を取り囲み、小丘を築き、池泉が樹林地内を縫うように描かれています。青山口からの銀杏並木は、図2では2列ですが、図3では4列となっています。この設計変更は、野球場・相撲場・水泳場の整備という社会的要請と、近代都市美運動の影響の2つの要因があったと考えられます。

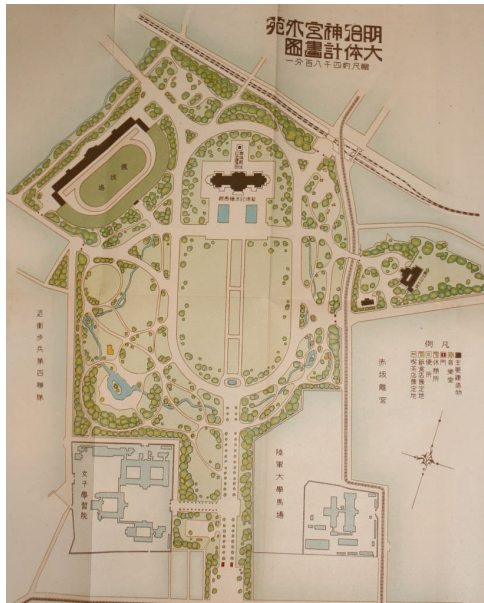


図2 明治神宮外苑計画図（当初案 1918年頃）



図3 明治神宮外苑計画図（最終案 1921年以降）

外苑整備中の1919年、折下は東京市区改正委員会から欧米視察を命じられ、同年5月に横浜出帆、米国、イギリス、フランス、ドイツ等を歴訪し、1920年1月に帰国しています。帰国後、折下は「都市の公園計画」という学術講演を行っており、その中から外苑整備の基本的考え方の展開を読み取ることができます[7]。

- ・「都市計画は百年百五十年という非常に遠大な計画を樹てまして、永遠の目標を定めて予め計画を樹てるのであります」
- ・このため、公園計画は必須であり、ハウードの田園都市は、まずもって真ん中に大きな公園をおいて次に住宅地をつくっています。
- ・欧米の最新の公園計画の事例は、「ブルーバード・システム」（原文のまま）もしくは、「パークウェイ・システム」と呼ばれますが、私は連絡式公園計画と名付けておきます。

折下が欧米視察で収集した図書は、一部、残存しています。なかでも、当時の都市美運動を牽引したのは、遷都百年を記念して実施に移されたマクミラン計画とよばれる「首都ワシントン計画」については、折下が多くの文献を収集し、学んでいたことがわかります。マクミラン計画の要点は、国会議事堂をメモリアルとし、前面に広大な芝生広場を配し、パークシステ



ムで都市を圍繞するという広大な構想でした[8]。

ブルバールもしくはパークウェイを都市の主軸に据えるという考え方は、片岡安が、1916年に『現代都市之研究』[9]の中で、カンザス・シティの事例を紹介して以来、有名となり、折下は実査を行い、青山口の4列の並木の意匠の参考にしたのではないかと思います。このパークシステムは、その後、1921年には上原敬二（内苑の森形成に尽力）が、1922年には本多静六（日比谷公園、内苑の森、全国の公園整備に尽力）が訪れています。

#### （4）神宮外苑のデザイン：「近代風景式庭園」

図4は、外苑デザインの構造を、現在の航空写真をベースに表示したもので、全体の構造は、次の言葉に簡潔に著されています。

「外苑の庭園は中央を広潤なる芝生となし、之に配するに点々たる樹木又は樹群を以ってし、暫次疎濶より濃密に転じて外圍植え込帯に至らしむ」[10]。

すなわち、芝生広場が主景であり、ここに至る主軸となるアプローチが、青山口の4列の銀杏並木、そして、ヴィスタの終点には聖徳絵画館が、常緑広葉樹とヒマラヤ・シーダーの深い森を背景とし据えられています。

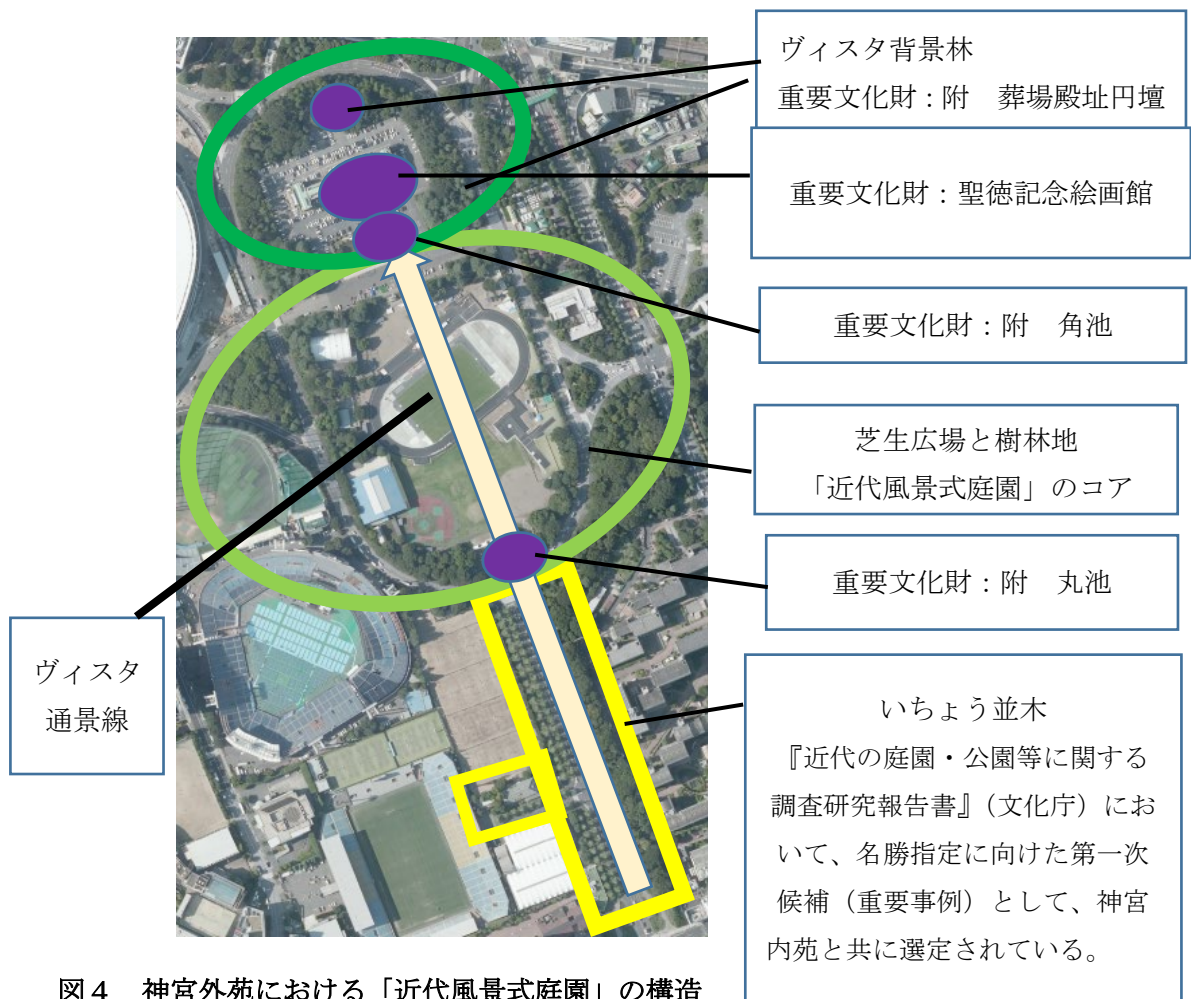


図4 神宮外苑における「近代風景式庭園」の構造



## ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

写真2は、絵画館の屋上から芝生広場を経て、青山口の銀杏並木を俯瞰したものです。現在、この芝生広場は、軟式野球場となり、フェンスで囲われ、自由に利用することの出来ない空間となっていますが、これは終戦後、外苑全域が接収され、米軍用の運動場となったことに起因しており、戦後の利用形態が今日にまで尾を引いているものです。今回の再開発計画では、この芝生広場は、会員制テニスコートに変貌する計画となっていますが、「近代風景式庭園」の原点に回帰し、先人の労苦を尊重し、文化的資産を次世代へ継承していくという基本に立ち返り、再考すべき岐路にあると考えます。

### (5) いちょう並木

外苑を象徴するものとして、青山口からの4列の銀杏並木があります

(写真3～5)。この銀杏並木の由来について折下が詳細な記録を残しています。銀杏は、折下が、1910年頃代々木御料地(現在の内苑)に、苗圃をつくり、銀杏5～6千本の種子を蒔いたと記されています。外苑の設計が進むに従い、並木にどのような木を植えるかで、議論百出。養生してきた若木300本あまりを関係者に見せたところ、誰一人不賛成を唱えるものはいなかったと述べられています[11]。



写真2 神宮外苑・芝生広場 (1930年頃)



写真3 神宮外苑いちょう並木 (創建時)



写真4 神宮外苑いちょう並木 (遊歩道)  
(撮影 2022年 4月)



写真5 神宮外苑いちょう並木 (現在)  
(撮影 2022年 9月)



## 2. 神宮外苑における文化的資産保全の現状

### (1) 重要文化財の指定

聖徳記念絵画館は、2011年に重要文化財として指定されており(写真6)、葬場殿址円壇・角池・丸池(図5、写真7～9)は、聖徳記念絵画館の附(ついたり)指定となっています。これは、4列の銀杏並木の軸線から、広潤な芝生広場をへて、絵画館、背景の森に至る、ヴィスタ(通景線)を基本とする「近代風景式庭園」のコアに相当するものです



水噴池前及面正館畫繪念記徳聖

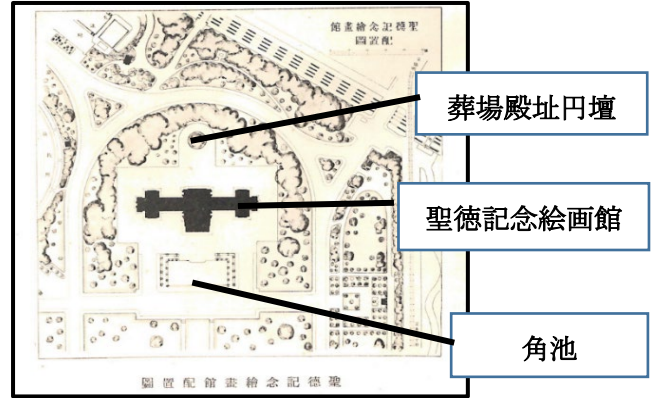


写真6 重要文化財・聖徳記念絵画館(『明治神宮外苑志』)

図5 聖徳記念絵画館配置図



写真7 重要文化財附指定  
葬場殿址円壇(2022年9月撮影)



写真8 重要文化財附指定  
聖徳記念絵画館前の「角池」(2022年7月撮影)



写真9 重要文化財附指定  
青山口いちょう並木ヴィスタ上の「丸池」  
(2022年7月撮影)



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

## (2) 名勝の指定について

名勝(めいしょう)とは、文化財保護法第2条第1項第4号に規定された記念物(遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物)のうち、第109条第1項の規定に基づき指定される文化財であり、芸術上または観賞上価値が高いものです。

名勝の指定基準項目には、「公園、庭園」があげられていますが、伝統的な日本庭園等に比して、「近代の庭園・公園」については、都市化及び再開発により、消滅又は改変の危機に瀕しているものが数多く存在しています。

このため、文化庁におかれましては全国的調査を実施され、2012年6月に『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』を公表されました[12]。この報告書では、近代の庭園・公園・並木道等のうち、概ね国又は地方公共団体による名勝としての指定又は登録記念物(名勝地関係)としての登録の候補となり得るものとして「1次選定事例」と、そのうち重要なものとして「重要事例」の一覧表が公表されています。

神宮外苑のいちよう並木は、「1次選定事例」として選定された中でも、「今後、特に保護措置を充実させる必要性が高いと認められるもの」として「重要事例」として位置づけられています。並木道の重要事例は、全国で4例のみとなっており、札幌市の「北大ポプラ並木」、「神宮外苑いちよう並木」、伊勢市の「宮川堤」、大阪市の「造幣局桜の通り抜け」が、これに相当します。また、神宮内苑につきましては、「その他」という分類で、同じく重要事例として位置づけられており、「両者を一体的に評価して保護する視点が重要である」と述べられています。

今回、すでに「1次選定事例」として選定されたものについては、「国又は地方公共団体による名勝としての指定又は登録記念物(名勝地関係)としての登録の候補である」と位置づけられており、「さらなる価値評価及び保護に向けた調査の実施を積極的に行い、そのような調査の結果に基づき、国又は地方公共団体による指定・登録の作業を速やかに進めることが必要である」とされています。

今回の再開発において、いちよう並木を含む神宮外苑の名勝としての指定等に向けた検討等は全く行われていないため、公共の観点からその重要性に鑑みて、土地所有者である明治神宮、国、東京都、港区、新宿区は、速やかにその価値を明らかにするための調査を行い、その永続的保全に向けた検討を行うことを提言いたします。

ちなみに、文化財保護法第109条第1項の規定に基づき、名勝の指定基準項目の「公園」として指定されているものは、次の通りです。名勝奈良公園(大正11年3月8日指定)、名勝鞆公園(大正14年10月8日指定)、名勝円山公園(昭和6年10月21日指定)、名勝琴平公園(昭和11年12月16日指定)、名勝山手公園(平成16年2月27日指定)、名勝再度公園・再度山永久植生保存地・神戸外国人墓地(平成19年2月6日指定)、名勝平和記念公園(平成19年2月6日指定)、名勝及び史跡小石川植物園(平成24年9月19日指定)、名勝白山公園(平成30年10月15日指定)、名勝哲学堂公園(令和2年3月10日指定)[13]。



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

### (3) 眺望景観の保全について

東京都の景観施策では、「景観条例第 19 条の規定に基づく大規模建築物等景観形成指針」において、次のような指針を提示し、背景となる建築物の規制を行っています。

「我が国の近代化の過程で、首都東京の象徴性を意図して造られた建築物は、その周辺を含め、今日も風格ある景観を形成している。この指針は、これらの建築物を中心とした眺望が保全されるよう、当該建築物の周辺で計画される建築物等の規模、色彩等を適切に誘導することを目的とし、保全対象建築物を、次のとおりとする。 国会議事堂、迎賓館（赤坂離宮）、明治神宮聖徳記念絵画館、東京駅丸の内駅舎」

東京都、新宿区、港区におかれましては、景観条例に基づき、再開発計画が景観に与える影響を調査し、風格のある景観が保全される施策の展開を要望いたします。

### (4) 樹林地の保全について

都市における樹林地の保全に関しては、1960 年代の高度経済成長の中で、都市化の進展により、改廃を遂げていくことに、多くの市民が立ち上がり、様々の法律が起案され創り出されてきました。その嚆矢は、鎌倉市において鶴岡八幡宮の背後の御谷に宅地開発が行われることになり、文化人、市民が開発を差し止めたことであり、この運動を契機として、1966 年「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」が成立いたしました（京都、奈良、鎌倉）。同年、「首都圏近郊緑地保全法」、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」が公布されました。緑地保全の動きは、全国に展開されるようになり、現在は、「都市緑地法」に基づく、「特別緑地保全地区」が、建築行為など一定の行為の制限などにより、都市における豊かな緑を将来にわたり保全する制度となっています[14]。東京都心部では、上野、代々木、和田堀等が指定されていますが、神宮内苑・外苑は、全く無指定の状況にあります。

以上、現在の法の枠組みの検討に基づき、今回の再開発では、神宮外苑における文化的資産を守っていくための法の適用が、著しく欠落していることが明らかになりました。

いちょう並木は、2012 年 6 月に文化庁において、全国的な「名勝」の指定に向けた調査が行われ、その中で特筆すべき「重要事例」として公表されています。

聖徳記念絵画館は重要文化財、葬場殿址円壇・角池・丸池は絵画館の附（ついたり）に指定されていることから、いちょう並木を含む神宮外苑の「名勝」としての指定等に向けた検討等を行っていくことを提言いたします。

また、絵画館背後の森、建国記念文庫の森、御観兵衛の森は、当該地域を代表するスタジイ林、常落混交林であり、特別緑地保全地区の指定等、手厚い保護施策の適用を提言致します。





＜神宮外苑における樹木伐採の回避に向けて＞

提言2 神宮外苑地区再開発により、約900本にのぼる樹木の伐採・移植が計画されています。これらの樹木の多くは、国民の献木によるもので、戦災を乗り越え、樹齢100年以上の星霜を刻んでまいりました。このような歴史的樹木を、何故、今回、大量に伐採するのか、明治神宮におかれましては、国民に対してその理由を説明していただきたくお願い申し上げます。

1926年（大正15年）、外苑が竣工し、その全地域を明治神宮へ奉獻する時、整備にあたった明治神宮奉賛会（会長・徳川家達、副会長・渋沢栄一、阪谷芳郎、三井八郎右衛門）は、神宮外苑は国民の浄財により整備されたものであり、「外苑将来の希望」として「美観を永遠に保持すること」との要望書を、当時の明治神宮宮司一戸兵衛様に提出しておられます。

なお、当該地区における東京都風致地区条例に基づく伐採等の許可権限は、2014年4月1日より、新宿区、港区に移譲されています。新宿区長及び港区区長、新宿区区議会及び港区区議会におかれましては、都心に残る貴重な歴史的樹木の保全に向けて、風致地区条例を遵守し、樹木、樹林地、並木道の保全を、確実に、行っていただきたく提言いたします。

1. 神宮外苑における創建時より継承されてきた歴史的樹木と伐採計画

市街地再開発事業により、大量の樹木の伐採が計画されている地区の内、ラグビー場、野球場、文化交流施設等が建設されるエリアにおける、創建時より継承されてきた歴史的樹木の調査を行いました。調査の方法は、『神宮外苑志』に記載されている樹木リスト[15]から樹種を特定し、現地調査により確認いたしました（樹高：15～20m以上、幹周：約1m以上）。

- ・主な樹種：スダジイ、シラカシ、クスノキ、マテバシイ、ウバメガシ、ケヤキ、ムクノキ、トウカエデ、フウ、クヌギ、コブシ、エノキ、コブシ、イチョウ等

その結果、今回、当該区域には、299本の歴史的樹木が生育しており、事業者の再開発計画によれば（毎木調査表：2018年12月～2019年1月調査）、保存されるものは57本、いちょう並木60本、移植12本、伐採170本（後日、伐採検討となったイチョウ18本を含む）、であることがわかりました。絵画館前芝生広場を含まない、市街地再開発事業地における、歴史的樹木の伐採本数は、57%にのぼります。神宮球場が建設され、存続に重大な影響が生じられるいちょう並木、及び移植樹を入れると242本となり、全体の81%の歴史的樹木が、失われ、衰退していくこととなります。

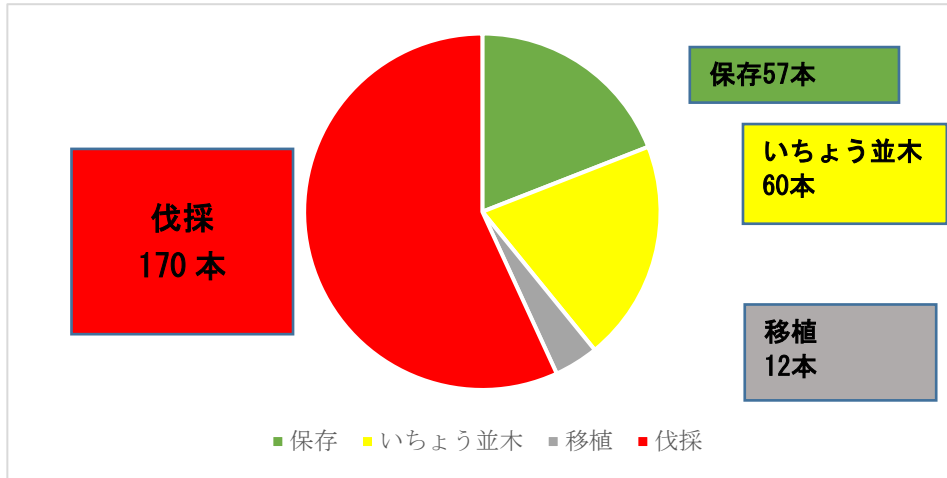


図6 市街地再開発事業地における歴史的樹木の伐採と衰退

## 2. 明治神宮内外苑風致地区の歴史的経緯

風致地区とは、都市の風致（樹林地、水辺地などで構成された良好な自然的景観）を維持するため、都市計画法により定められる地区で、明治神宮内外苑附近風致地区は、大正15年9月14日に指定された、日本で初めての由緒ある風致地区です（図7）[16]。この図から、神宮内外苑を結ぶ連絡道路、表参道、裏参道、そして、外苑の青山口のエリア一帯も、風致地区として手厚く保全されていることを、読み取ることができます。図8は、戦後間もない1951年（昭和26年）に、東京特別都市計画における風致地区の指定エリアであり、大正期の当初指定が継承され弁慶橋や市ヶ谷に至る外濠とのネットワークの形成に格段の配慮がなされていたことがわかります。

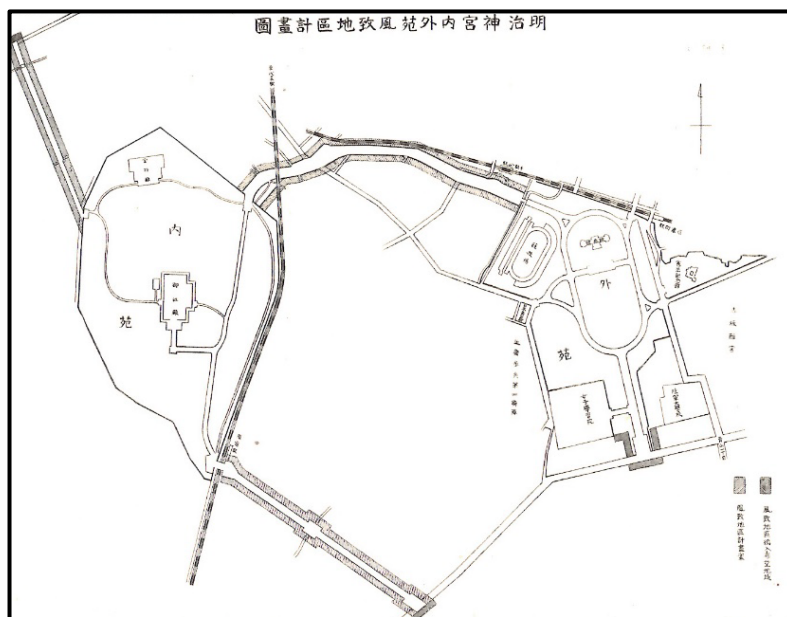


図7 明治神宮内外苑風致地区計画図（出所：『明治神宮外苑志』）



図8 東京特別都市計画風致地区変更追加指定  
(明治神宮内外苑附近、面積 95.4 ha) 昭和26年11月24日

### 3. 風致地区条例の現状

図9は、新宿区における「明治神宮内外苑風致地区S地域」の区分図です。地域区分は、表1に示す通り、A～S地域に分けられています[17]。絵画館前の芝生広場はA地域に指定されており、「風致地区の核として位置づけられ、優良な風致を特に保全すべき地域」となっています。建国記念文庫の森は、従前はA地域に指定されていましたが、2020年2月28日、S丙地域への変更が行われました。理由は「東京2020大会後の神宮外苑地区のまちづくり指針（2018年・東京都）」に沿って、スポーツクラスターの形成等を推進することを目的に、東京都より変更の依頼を受けたためと伺っております。

この樹林地は、近代風景式庭園の基本を支える創建時より維持・継承されてきた森であり、極めて重要な、当該地域の極相林であるスダジイ林となっています。樹齢100年を超える大径木は68本を数えます。新宿区風致地区条例では、「風致の維持に有効と認められる大径の高木については、極力残存させるものであること」と規定されています。

また、港区風致地区条例では、いちょう並木沿道は、建蔽率40%以内、高さ15m以内などの規制が定められています。

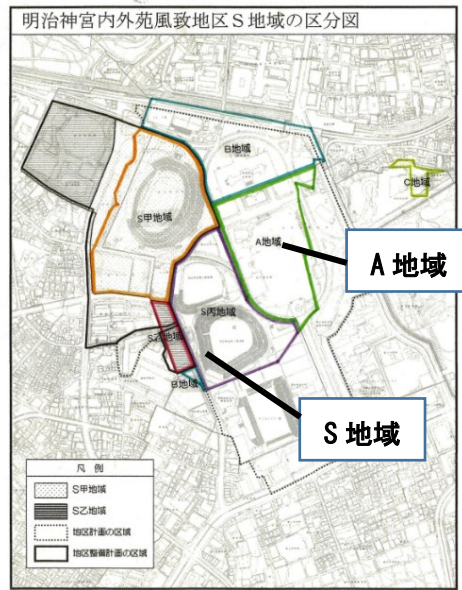


図9 明治神宮内外苑風致地区区分図（新宿区）

地域区分	選定要件
A 地域	風致地区の核として位置づけられ、優良な風致を特に保全すべき地域
B 地域	核としての地域をとりまく等風致地区の美観、雰囲気を守る役割を果たすべき地域。例えば第一種低層住居専用地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる。
C 地域	住宅を中心として一定程度の風致が維持されている地域。例えば第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる。
D 地域	特に土地利用上配慮すべき地域で、風致が相当失われている地域。例えば近隣商業地域及び商業地域がこれに該当するが、これ以外の用途地域も含まれる。
S 地域	公共的な街づくり手法等の適用を受けた地区で、特殊な位置づけを与えるべき地域。公共的な街づくり手法等との整合を図るため、地域をさらに区分することができる。

表1 新宿区における東京都風致地区条例に基づく許可の審査に関する基準

#### 4. 風致地区における樹木伐採の現状

日本におけるパイオニアとしての風致地区ですが、先般の東京オリンピック開催時には、国立競技場の建設のために、明治公園（風致地区内）の樹木 1764 本の 90%に相当する 1545 本が伐採されました[18]。219 本の樹木が移植されましたが、強剪定が行われたため、樹形が維持されず、活力度も低下し、幹焼け・胴吹き・枝の枯損・樹皮の剥離・葉色の変化・葉の大きさの狭小化・緑量の低下等が顕著であり、過密植栽により、健全な樹林地の形成は不可能な状況にあります（写真 10~15）。



## ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

### < 国立競技場における移植樹木の現状 >



写真 10 葉色が回復せず衰退している移植樹  
(国立競技場 撮影 2022 年 3 月)



写真 11 過密植栽地、健全な成長は不可能  
(国立競技場、撮影 2022 年 3 月)



写真 12 強剪定による本来の樹形が失われた  
移植樹。小枝の枯死  
(国立競技場 撮影 2022 年 9 月)



写真 13 葉の狭小化 (シラカシ)  
右：国立競技場のシラカシ (写真 14)  
左：建国記念文庫のシラカシ (写真 15)  
(撮影 2022 年 9 月)



写真 14  
シラカシ  
国立競技場  
撮影 2022  
年 9 月



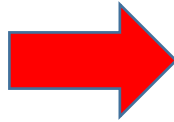
写真 15  
シラカシ  
建国記念文庫の  
森伐採される予  
定  
撮影 2022 年 9 月



ICOMOS Japan  
 c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
 2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
 Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
 E-mail: jpicomos@japan-icomos.org



写真 16 「出陣学徒壮行の地」碑文の横に移植された樹木。強剪定が行われ、美しい樹形を留めていない。(撮影 2022 年 3 月)



枯死



写真 17 「出陣学徒壮行の地」の碑文の横の移植樹。枯死 (撮影 2022 年 9 月)



写真 18 「出陣学徒壮行の地」碑文横の移植樹の切り株 (撮影 2022 年 9 月)

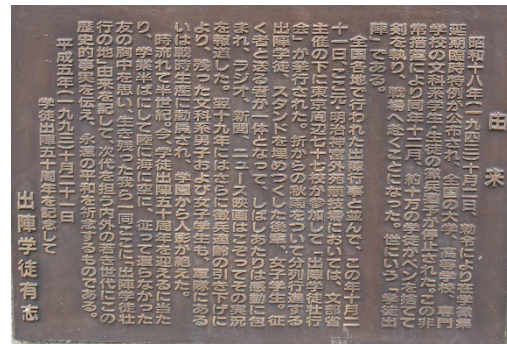


写真 19 碑文「次世代への伝言」出陣学徒有志 (撮影 2022 年 9 月)

昭和 18 年（1943）10 月 2 日、全国約 10 万人の学徒が戦場に赴くことになり、明治神宮外苑競技場において、「出陣学徒壮行会」が举行されました。この碑文は、「学業半ばにして陸に海に空に、征って還らなかった友の胸中を思い」生き残った「出陣学徒有志」の皆様が、次世代へと「永遠の平和を祈念し」建てられたものです。傍らに寄り添い、豊かな緑陰を私達に届け、平和を祈る象徴としての樹木が枯死し、切り株が打ち捨てられています（写真 16～19）。神宮外苑という地の歴史、鎮魂、平和への志の原点に回帰すべき時と思います。



## ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

現在、再開発に伴い重大な問題が生じています。第一は、「いちょう並木」の隣接地、わずか8mの位置に新しい神宮球場が建設され（外野スタンドの防球ネットは25m）、約40mの地下掘削が行われ計画となっており、「いちょう並木」の永続性に重大な影響が生じる事態となっています。第二は、建国記念文庫の森の完膚無き、破壊です。第三は、絵画館前の芝生広場（写真20：戦前）は、風致地区A地域に指定されていますが、再開発計画では、図10に示すように会員制テニスクラブとなり、面積は1/3となり、数多くの歴史的樹木が伐採されます。写真21～22は、A地域において、伐採が計画されている歴史的樹木の一例で、これらの問題につきましては、次の項で詳述いたします。



写真20 絵画館前芝生広場の創建時の景観  
出所：『明治神宮外苑志』（昭和12年）

図10 再開発計画図。会員制テニスクラブとなり芝生広場の面積は1/3となる

### <会員制テニスコートの建設により伐採が計画されている歴史的樹木>



写真21 芝生広場の大いちょう（その1）

写真22 芝生広場の大いちょう（その2）

1本の大木に見えますが、5~6本の樹木より構成されています。青山口のいちょう並木整備時に、仮植していた苗木が、そのまま成長したと伝えられています。豊かな緑陰を提供する堂々とした姿は、多くの野球少年たちに愛されてきました。



<神宮外苑再開発に伴う伐採の対象となる樹木数について>

提言3 事業者が神宮外苑まちづくりで公表しておられるサイトには、伐採樹木に関する本数の変遷が記載されていますが、樹齢100年を超える歴史的な樹木の保存に関する情報は、ほとんどありません。

また、東京都が、2022年8月18日に発表された「神宮外苑地区におけるまちづくりファクトシート」[19]では、「神宮外苑地区におけるまちづくりのこれから」として民間事業者による計画の概要が述べられていますが、現在、大きな問題となっている樹木の伐採に関しては、全く言及されておりません。

樹木の伐採は、「環境影響評価審議会の内容」の中で、述べられていますが、対象となる「神宮外苑地区市街地再開発事業」のエリアは、絵画館前の芝生広場が含まれていないエリアです。

絵画館前の芝生広場を含む再開発地区全体の伐採本数は892本と、これまでに発表されていますが、このファクトシートでは、絵画館前を除いた伐採本数である556本のみが記載されており、実際の伐採本数が、全く記載されておりません。

全体については、「神宮外苑地区のみどりについて」[20]で、追加調査による見直しで743本と記載されていますが、唐突に、数字のみの記載であり、絵画館前の毎木調査表、追加調査のデータ、伐採理由など、何も開示されていません。このような、審議や議論が、全く行われていない、一方的情報を公的機関である東京都が掲載されることは、公明正大という基本的原則を著しく逸脱するものです。

現在、市民の間には、伐採本数が事業者の努力により、大幅に減少したという誤った理解が流布する結果となっております。

日本イコモスが精査を行った結果、環境影響評価審議会が事業者が提示したデータは、「根拠を確認することのできないもの」でした。これは、「事業者は、対象計画の策定及び対象事業の実施に際し、環境の保全について適正な配慮をするため、その責任と負担において、この条例に定める手続を誠実に履行しなければならない」とする東京都環境影響評価条例第七条に示された事業者の責務の誠実な履行を逸脱しております。

事業者は、明確な説明を、東京都、都環境影響評価審議会、及び国民に対して行うべきです。また、東京都は、再開発地域全体の伐採樹木数をファクトシートに掲載せず、根拠を確認することのできないデータに基づき、広く広報活動を行っていることに対する責任を明確にしてください。



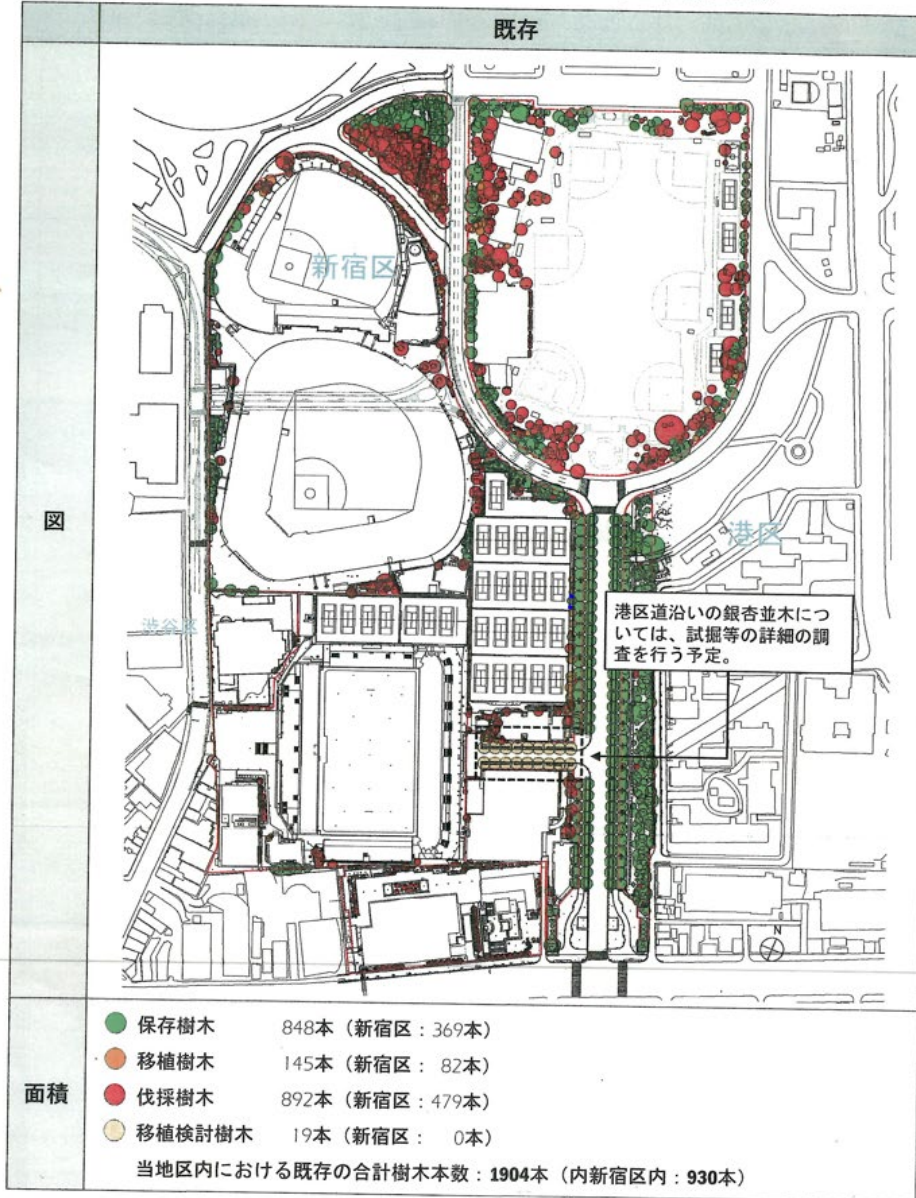


1. 神宮外苑再開発地区計画における伐採が計画されているエリアと本数

神宮外苑再開発地区計画において、保全・移植・伐採が計画されている  
 総数は、以下の通りです。

保存樹木：848本、移植：145本、伐採：892本、移植検討樹木：19本

■新宿区内における樹木数の従前従後（樹高3.0m以上の樹木のみ）

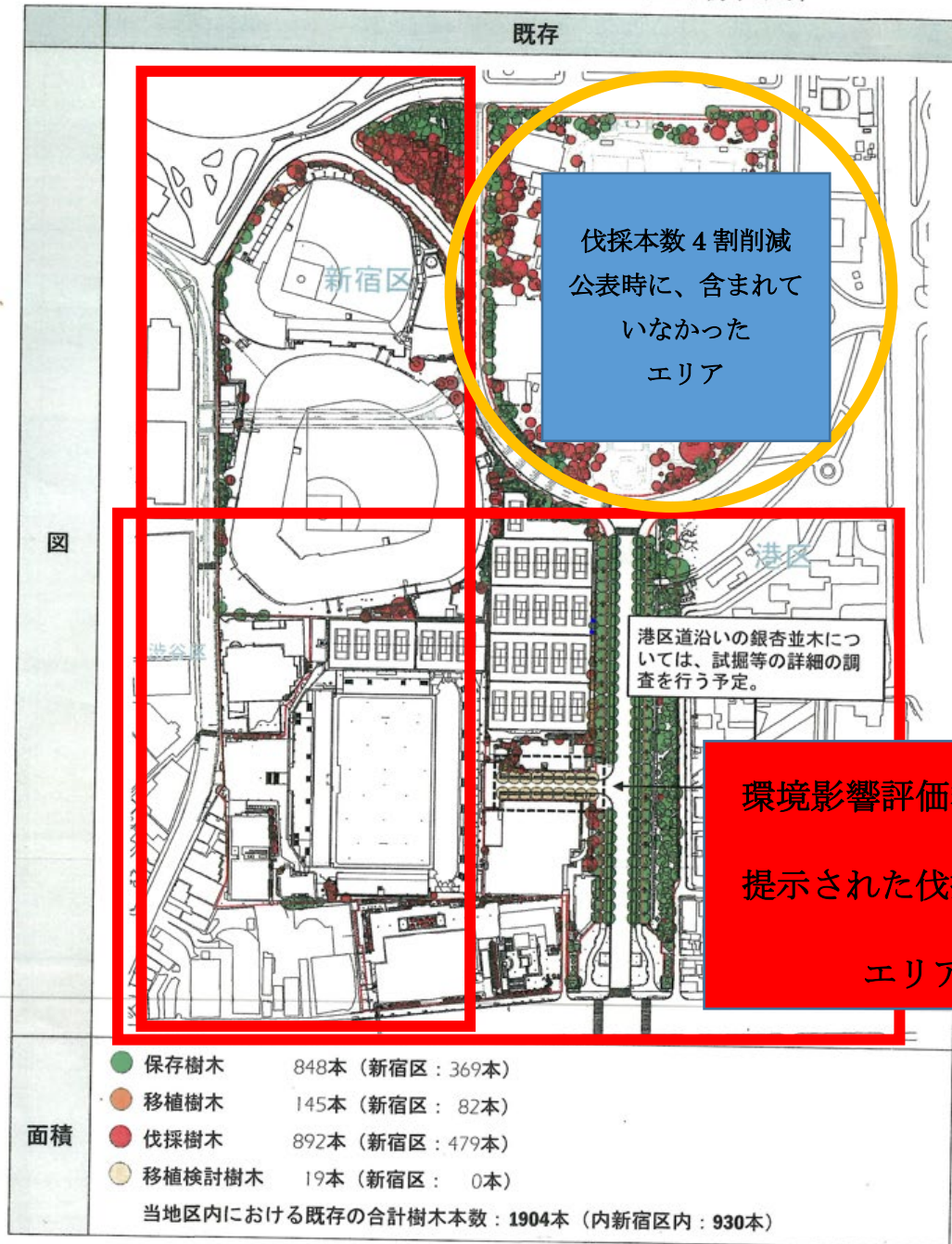


※今後関係者との協議及び検討の深度化により変更となる可能性があります。

図1 1 神宮外苑再開発地区における樹木の保存・移植・伐採・移植検討  
 出所：新宿区都市計画審議会資料（2022年1月21日）



樹木数の従前従後（樹高3.0m以上の樹木のみ）

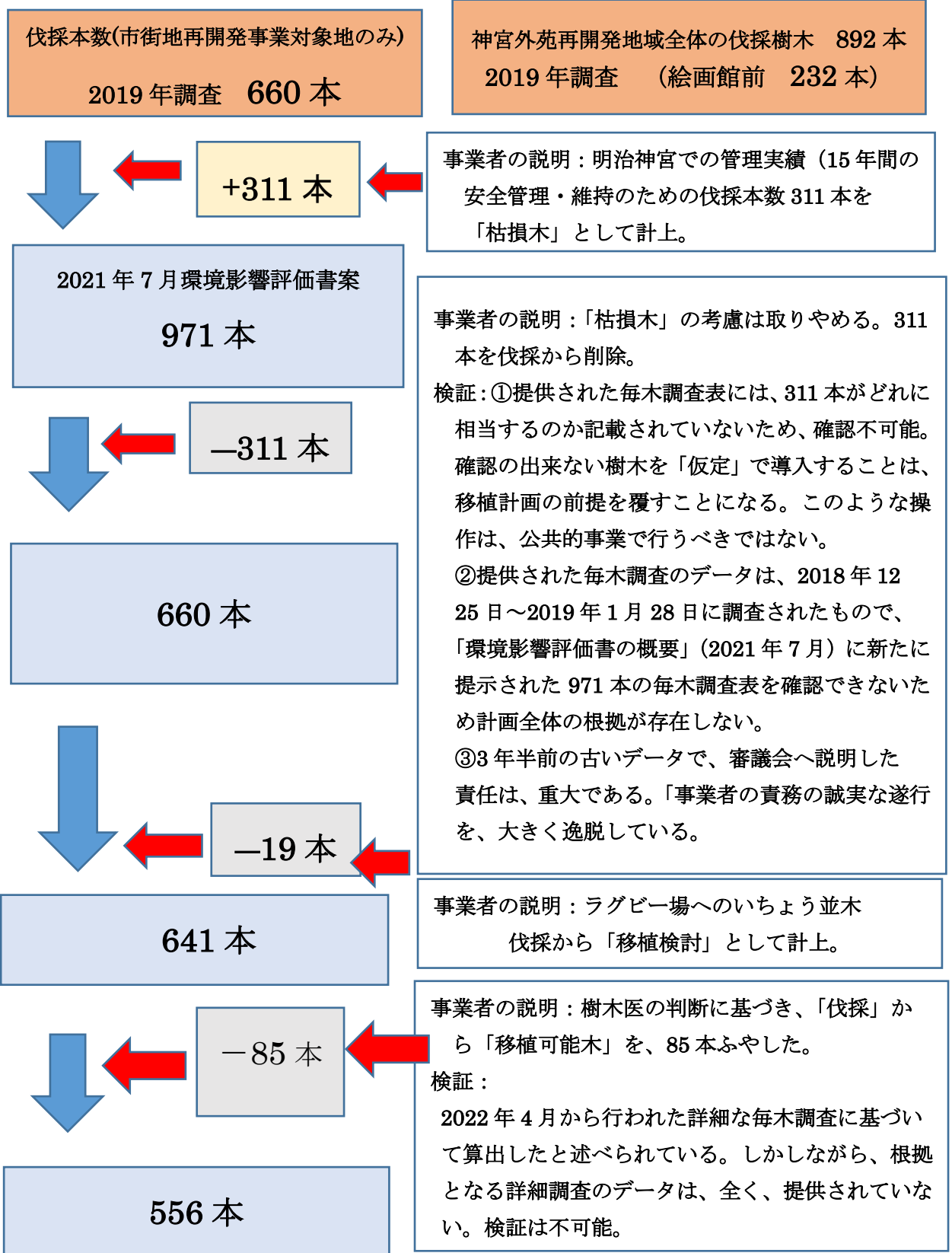


※今後関係者との協議及び検討の深度化により変更となる可能性があります。

図12 環境影響評価審議会で提示された伐採樹木のエリアと含まれていないエリア



2. 市街地再開発事業対象地における伐採樹木の変遷と根拠の検証





### 3. まとめ

8月16日に開催された環境影響評価審議会では、事業者は、2022年4月から行った詳細調査を踏まえて、伐採樹木数を4割減少させ、556本としたと発表されました。環境影響評価審議会委員からも、記載された内容に対する「根拠の不明瞭さ」が指摘され、8月18日の答申書では、「審議会としても今後の事業者の環境保全措置に継続的に関与することで、寄与していく」という極めて異例の措置がとられた所です。日本イコモスは、現地調査を併用し、検証作業を行いました。その結果、以下の内容が明らかとなりました。

- ①公表された4割減となる伐採予定樹木数556本の毎木調査のデータは審議会資料には存在せず、添付資料として提示されたデータは、旧調査（2018年12月25日～2019年1月28日）のみで、最新の調査のデータは、ありませんでした。基本となる971本のデータも、存在しませんでした。
- ②提出された図面は、絵画館前芝生広場も、含んでいますが、伐採樹木本数は、このエリアを含んでいないため、557本と少ない数となっています。
- ③事業者は、「2022年4月から詳細調査を行い、今回の評価書案を提示した」ことを強調され、マスコミを通して広く公表されましたが、そのデータも存在しませんでした。

（出所：三井不動産株式会社他：「神宮外苑地区におけるまちづくりに関する要請について」に係わる報告について」2022年8月18日）

[https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/08/19/documents/01\\_01.pdf](https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/08/19/documents/01_01.pdf)

以上、絵画館前芝生広場は、市街地再開発事業のエリアではありませんが、同事業が成立するためのエリアで、地区計画が定められています。図面に提示された神宮外苑地区の全体ではなく、部分のみで、全体の説明がなされておりません。

しかも、審議の根幹をなす最新の調査ではなく、3年半前の古いデータを開示し、根拠を確認することのできない報告を行われたことは、東京都環境影響評価条例第七条に示す、事業者の責務の誠実な履行を大きく逸脱するものであると判断致します。（参考）：東京都環境影響評価条例第七条：事業者は、対象計画の策定及び対象事業の実施に際し、環境の保全について適正な配慮をするため、その責任と負担において、この条例に定める手続を誠実に履行しなければならない。

事業者におかれましては、明確な御説明を、東京都、環境影響評価審議会、及び都民に行い、社会的責任を履行されるべきと存じます。



＜事業者及び東京都の発表した伐採樹木の4割減少に関するダイアグラム＞  
2022年8月18日に、広くマスコミ、市民に公表を行っているもの。

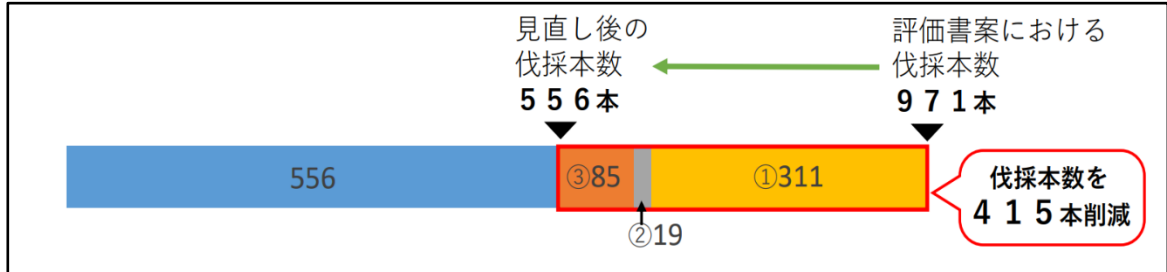


図13 樹木の伐採本数の見直しの内訳 (東京都環境局広報サイト)

出所：東京都神宮外苑ファクトシート (2020年8月18日) 21頁

①評価書案における伐採樹木数 971 本はデータがなく、推計値であり、現地調査においても、確認できなかった。この結果、4 割減という大きな割合が導きだされることとなり、現在なお、大きな誤解が、市民の中に広がっている。  
データがあり、確認できるものは、3 年半前の毎木調査に基づく伐採本数 660 本であり、移植検討 19 本、見直し 85 本とした場合、実際は 1.5 割にすぎない。

②19 本 (グラフ内) は、秩父宮ラグビー場前の「いちよう並木」移植検討とされているが、並木としての移植場所は、芝生広場であり並木道としては、不適切である。外苑の主景の広々とした芝生広場が損なわれる。

③85 本 (グラフ内) は、2022 年 4 月以降の詳細調査の内容が提示されておらず、データもないため、計画として提示する基本的要件を満たしていない。

**結論：**環境影響評価審議会においても「根拠が不明瞭」とされ、審議会としての「継続的関与」という異例の答申が行われた事業者の報告は、基本となるデータが、3 年半前の毎木調査のみであり、データが提示されておらず、確認が不可能であることが分かった。歴史的樹木に関する検討は、全く行われていない。対象区域が絵画館前芝生広場を包含していないことは、主要な広報サイトには記載されていない。

公共的意義の極めて高い地域の再開発であるため、基本的情報を開示し、市民の理解を踏まえることが重要である。事業者の社会的責任の明確化と、東京都環境影響評価審議会における審査の再検討が必要と考える。



**実情：絵画館前芝生広場への会員制テニスクラブとクラブハウスの建設、新秩父宮ラグビー場の移設に伴う「建国記念文庫の森」の改廃、新神宮球場の建設に伴う「いちよう並木」の衰退など、現時点で伐採及び衰退が懸念される樹木数**

**989 本**

再開発計画の内容は、従前と全く変わっていない。  
 むしろ、「いちよう並木」直近への野球場の建設、建国記念文庫の移設に伴う保存緑地の改廃など、樹木の伐採・衰退の可能性は、増大している。

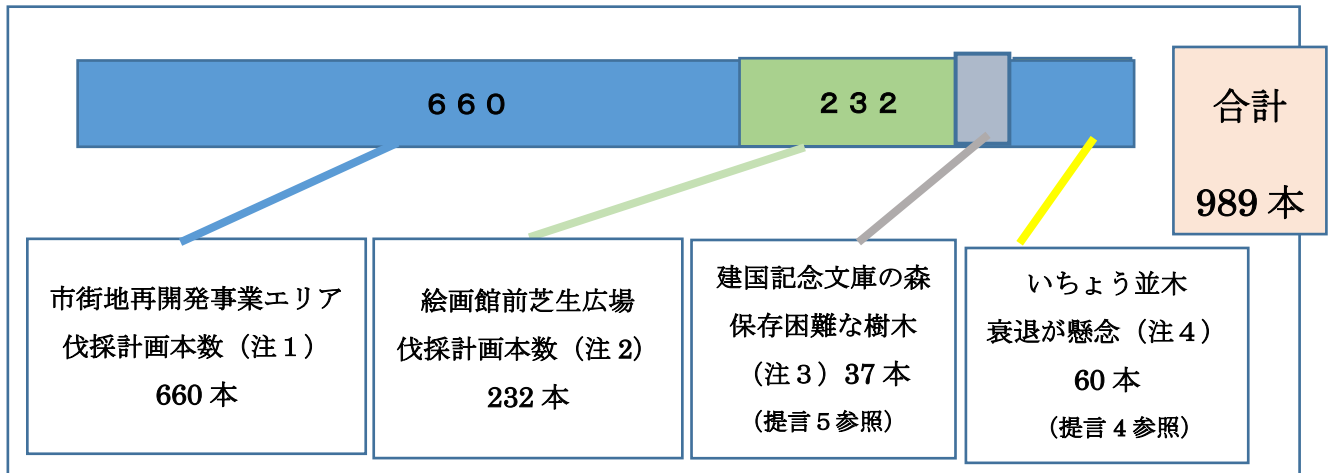


図 14 日本イコモス：神宮外苑再開発に伴う伐採及び衰退が懸念される樹木の検証

- (注 1) 市街地再開発事業エリア：データが確認できる当初数値を記載 (2019 年毎木調査表)。
- (注 2) 絵画館前芝生広場は、資料[20]において本数のみが記載されているが、毎木調査表が開示されておらず、伐採理由など皆無であるため当初案 (推計値) を記載。
- (注 3) 提言 5 参照。秩父宮ラグビー場、神宮外苑広場 (建国記念文庫) の位置が明示されていない。このため現在の伐採計画をもとに現地調査により算出。公開調査を要請 (提言 7)。
- (注 4) 構造物から 15m 以内の保存樹木残存率は 33%。二列のいちよう並木が該当 (提言 4)。

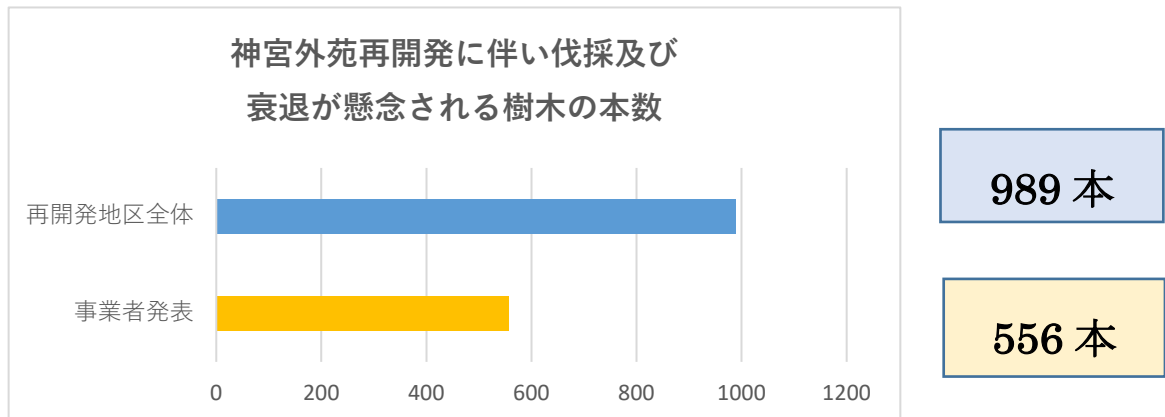


図 15 日本イコモス：神宮外苑再開発に伴う伐採及び衰退が懸念される樹木の本数



### <危機に瀕する「いちょう並木」>

提言 4 神宮外苑青山口の「いちょう並木」の保全是、神宮外苑再開発の前提であり、事業者におかれましても、「未来永劫の保全」を確約しておられます。

しかしながら、2022年4月に開催された都環境影響評価審議会で、「いちょう並木」より、わずかに8mの位置に、神宮球場の外野席、店舗、そして地下構造物（深度40m）が建設されることが明らかにされ、審議会はその影響に関する詳細な調査の提示を要求し、延期されることとなりました。

8月12日に、審議会開催の通知があり、8月16日に審議が行われましたが、「いちょう並木」の永続的保全については、何ら調査、研究が提示されませんでした。

日本イコモスでは、都環境影響審査会直後の2022年5月より、先行事例の調査が不可欠と判断し、隣接する新宿御苑において、御苑の森を保全するために1987年～1991年にかけて建設された新宿トンネルと保存樹木の現状の調査を行ってまいりました。

その結果は、2022年8月15日に緊急の記者発表を東京都庁で行い、内容は東京都に提出し、マスコミには広く開示してあります。しかしながら、事業者におかれましては、審議会において「拝見していない」という御返答でした。

結果は、以下の通りです。

- ・トンネルの壁面からの距離が、約15m以内のエリアにおける保存樹木の残存率は、約33%にすぎなかった。
- ・トンネルの壁面からの距離が、約15m以上～25mのエリアにおける保存樹木の生長は順調であり、特に大径木（スダジイ、シラカシ、ケヤキ等）の成長は著しいものがあり、自然淘汰により、「巨樹の森」へと遷移が進んでいる。
- ・大きな要因の一つは、トンネルの建設により地下水の水循環に変化が生じ、森の乾燥化が進んだものと想定される。
- ・江戸期からの大いちょう21本は、周到な保存・移植が実施され、100%保全が行われ、年輪を刻んでいる。新宿御苑のいちょうは、神宮外苑の母樹である。

極めて重要な地下構造物と樹木の保全に関する40年にわたる実証的データあり、精査され、外苑の「いちょう並木」の永続的保全に寄与されますよう、お願い申し上げます。



## ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

### 1. 「いちょう並木」の永遠の保存と新神宮球場の位置

「いちょう並木」を「未来永劫」守っていくことは、すべての人々が願っていることです。図 16、17 は、青山口からの「いちょう並木」をみた眺望図ですが、野球場の防球ネットは、並木の背後にかろうじて見える構図であり、商業施設は確認することができません。中央の自動車道路（特例都道四谷角筈線）は、事業者案（図 16、2022 年 5 月）[21]では歩行者専用道路となっていますが、東京都広報（図 17、2022 年 8 月東京都広報）では、人は全く描かれていません。東京都は、何故、歩行者専用道路を変更されるのか、お答えください。日本イコモスは、2022 年 4 月 26 日に発出した提言[22]で園内動線の見直しを行い、「いちょう並木」の自動車道路は歩行者専用道路とすべきと提案しています。



図 16 「いちょう並木」眺望図（2022 年 5 月 19 日）：事業者案

出所：三井不動産、宗教法人明治神宮、独立行政法人日本スポーツ振興センター

伊藤忠商事株式会社：「神宮外苑地区におけるまちづくりについて」[21]

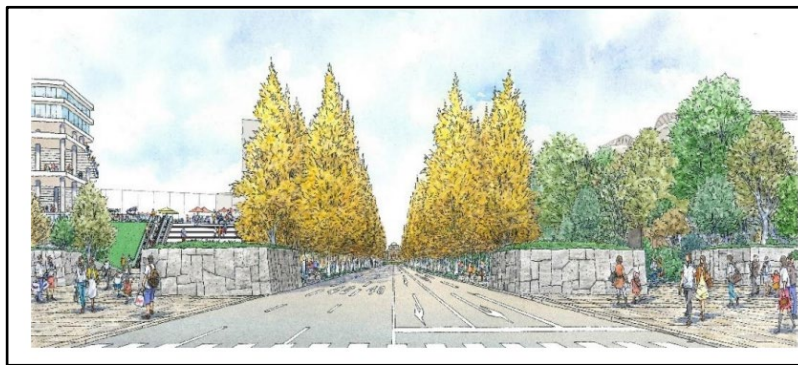


図 17 「いちょう並木」眺望図（2022 年 8 月）：東京都広報

出所：東京都（令和 4 年 8 月 18 日発行）「神宮外苑ファクトシート」16 頁

「いちょう並木」の直近 8m の位置に新神宮球場の外野スタンド、防球ネット、商業施設、地下構造物を建設することは、2022 年 4 月 26 日に開催された東京都環境影響評価審議会第一部会で、はじめて明らかにされましたが、「いちょう並木」のどの位置から 8m であるかについては、判読することができませんでした。図 18 は、その資料ですが、現在の自動車道路（特例都道四谷角筈線）は、一部、歩道になっています。図 19 は 2022 年 8 月 16 日の環境影響評価審議会で提出された提出されたもので、「いちょう並木」の道路境界から 8m の位置に野球場が描かれています。



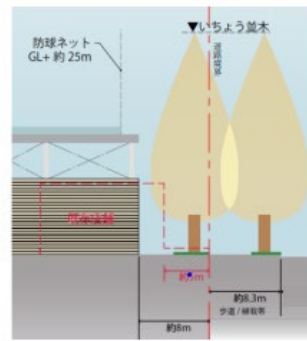
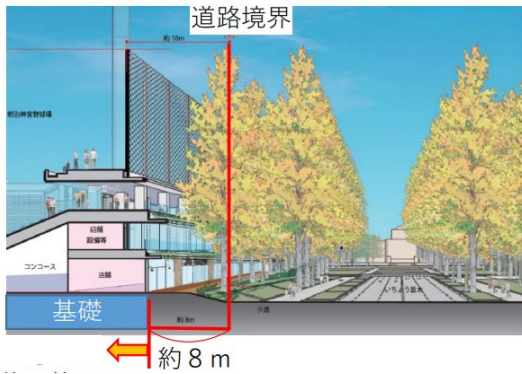


図 18 いちよう並木と野球場外野スタンド、商業施設、地下構造物の位置 (2022 年 4 月)

図 19 いちよう並木と野球場外野スタンド、商業施設、地下構造物の位置 (2022 年 8 月)

これに基づき、日本イコモスが作成したものが、図 20 です。

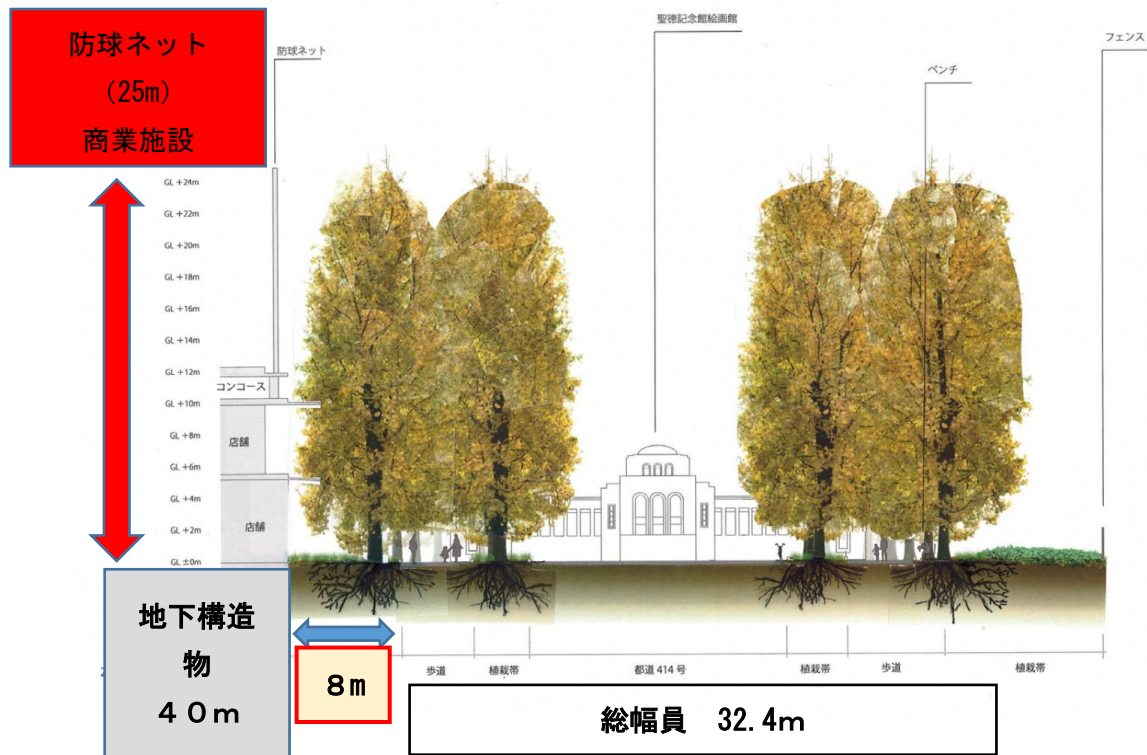


図 20 いちよう並木と野球場の位置

いちようは、樹高 20~23m・幹周 2.5~3m・葉張約 10m で、現在、樹齢 112 年です。100 年後には、幹周 4m を超えるものと想定されます (並木道全体の幅員は、32.4m、植栽帯 3.6m、歩道 4.5m)。このような距離で、未来永劫、「いちよう並木」は存続しうるのでしょうか。歴史的な時間の流れをふまえた実証的データが不可欠です。

このため、日本イコモスでは、隣接する新宿御苑で建設された御苑トンネルと保存樹木の残存状況について、トンネル整備以前のデータ (1984 年) と現状 (2022 年) を比較し、地下構造物の建設が、樹木の持続的生育に与える影響について分析を行いました。



## 2. 地下構造物と樹木の保全に関する影響に関する実証研究

### —新宿御苑トンネルの建設と樹木の持続的維持に関する調査(昭和59年～令和4年)

新宿御苑の北端には、昭和21年戦災復興院告示第3号で決定された都市計画道路である放射第五号線(放5)が計画されていました。しかしながら、「新宿御苑地区」については、御苑を守っている樹林帯(外周林)が大幅に削減されることから、昭和43年、当時の所管官庁であった厚生省より計画変更の要望が出されていました。これを踏まえて東京都は、樹林帯を回避する地下トンネルを整備することにより保全を行うものとし、昭和60年に環境庁(当時)と共に、「放5に関連する新宿御苑の問題の検討と対策」をまとめ、樹林帯の保全と再生に対する計画を策定しました。この結果、樹木1800本のうち、トンネル上部や至近距離にある樹木1000本は移植され、病虫害木を除き、約700本が現地保存されました(図21、写真23)。

今回の調査は、このような経緯を踏まえて、実験を行うことが不可能な「外苑いちよう並木」の持続性の要件を検討するために、重要な保全エリアである「大銀杏区間」において、トンネル構造物と樹木の距離に着目し、分析を行いました。

新宿御苑の銀杏は、江戸時代、内藤新宿の宿場町と高遠藩下屋敷の間の「火防樹」として植栽されたものであり、旧玉川上水に沿って、一列に植栽されているもので、戦災による焼失等乗り越えて、約21本の大きいちようが現存しています。

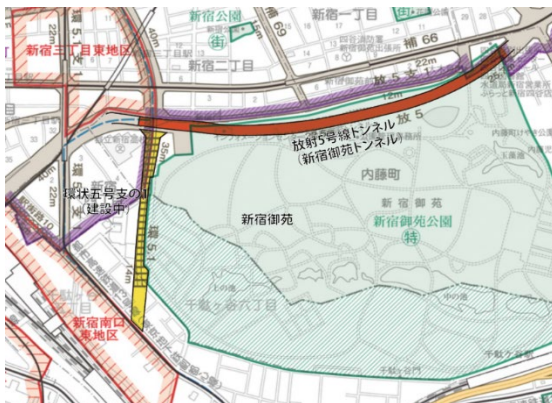


図21 新宿御苑トンネルの位置



写真23 御苑トンネル工事中の写真  
大イチョウ区間  
左手がトンネル躯体  
右手が保存された大イチョウ。  
工事ヤード約5mが必要(1988年頃)



3. 保全の対象となった新宿御苑の森のエリア

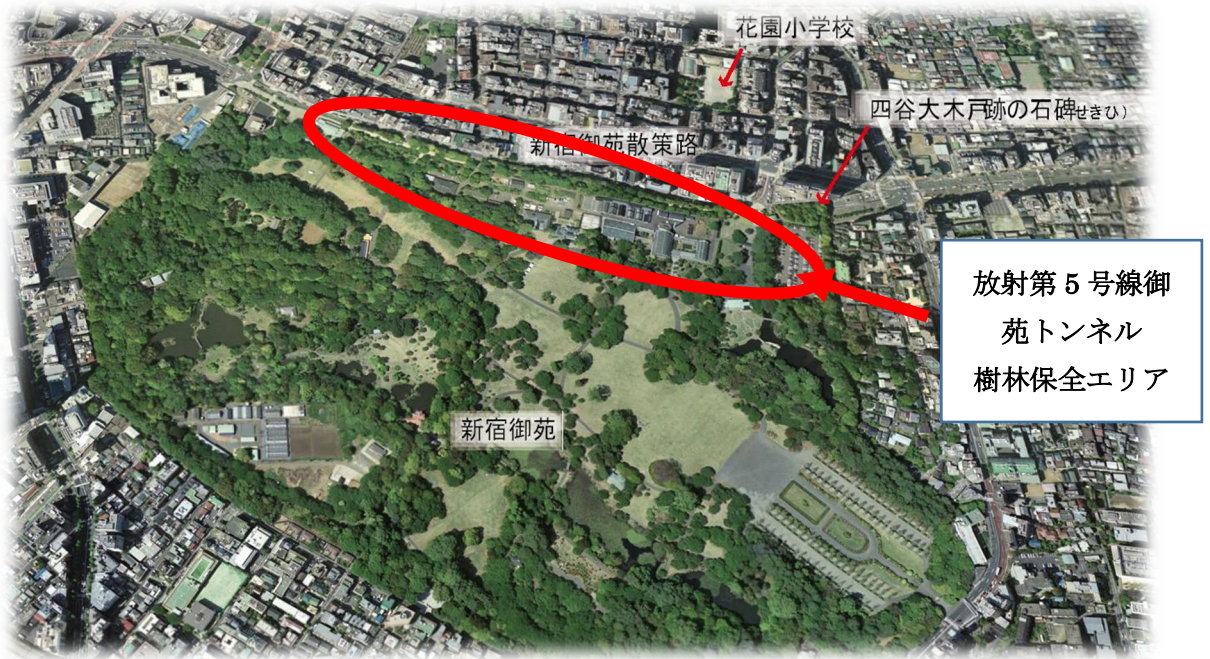


写真 24 放射第五号線建設に伴う樹林保全再生エリア

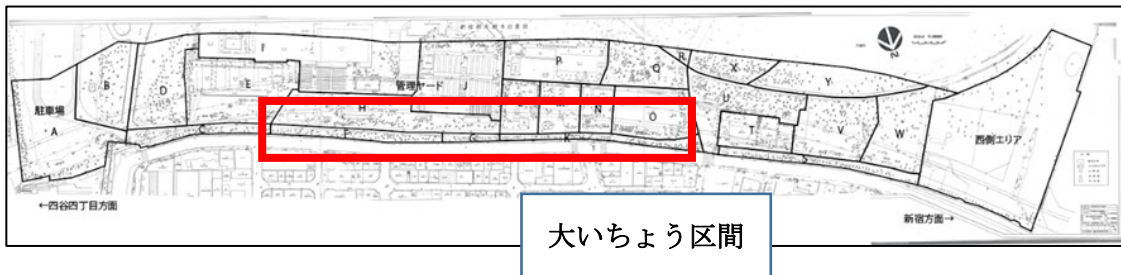


図 22 大銀杏区間 (ゾーン H, L, M, N, O)

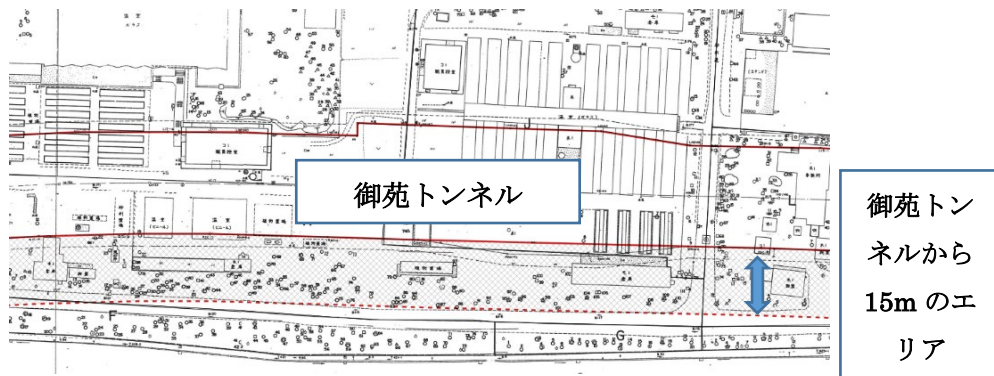
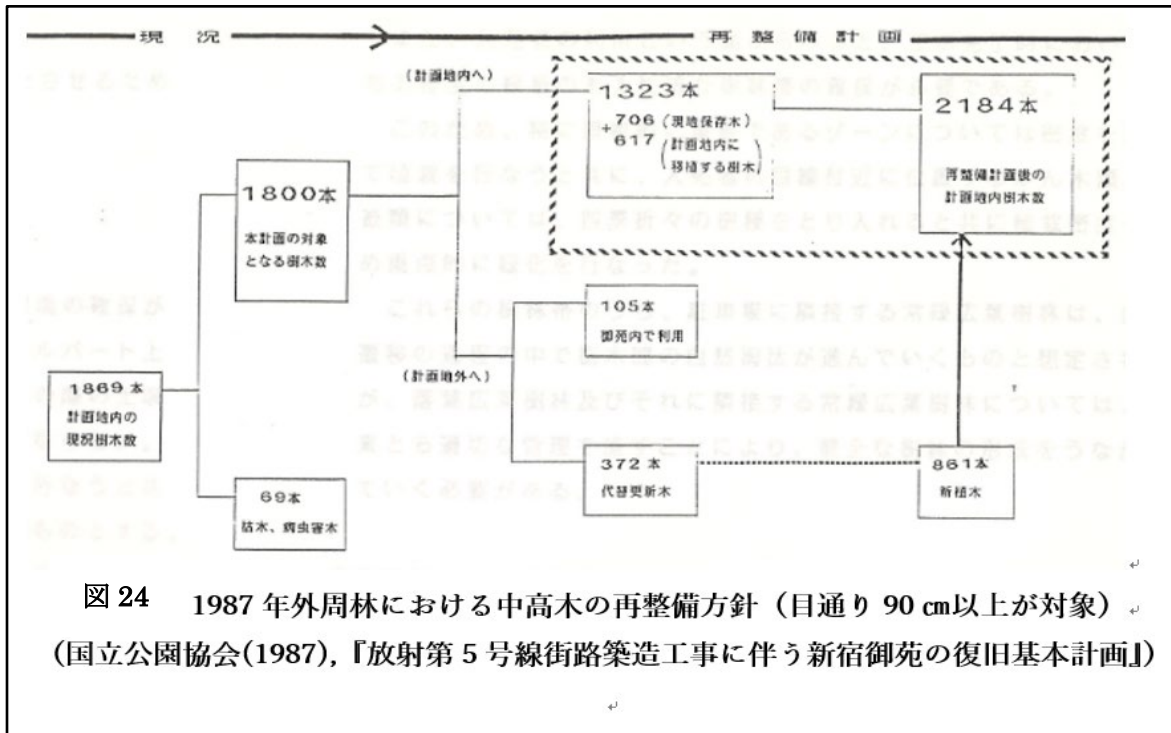


図 23 大いちょう区間における毎木調査図 (昭和 59 年) と御苑トンネルから 15m のエリア



#### 4. 新宿御苑トンネルの建設に伴う、森の保全の全体像

対象樹木数：1869本・現地保存樹木：706本・移植：1323本・病虫害樹：69本



#### 5. 放射第 5 号線の建設に伴う御苑の森の変化

##### (1) 区間区分図

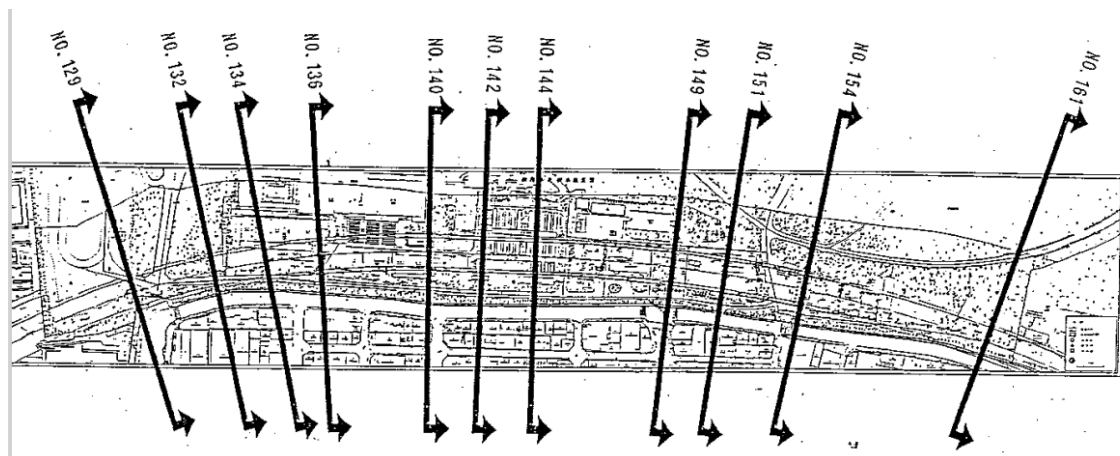


図 25 区間断面図

この内、大イチョウ区間について、トンネルの距離と保存樹木の残存率について述べます。

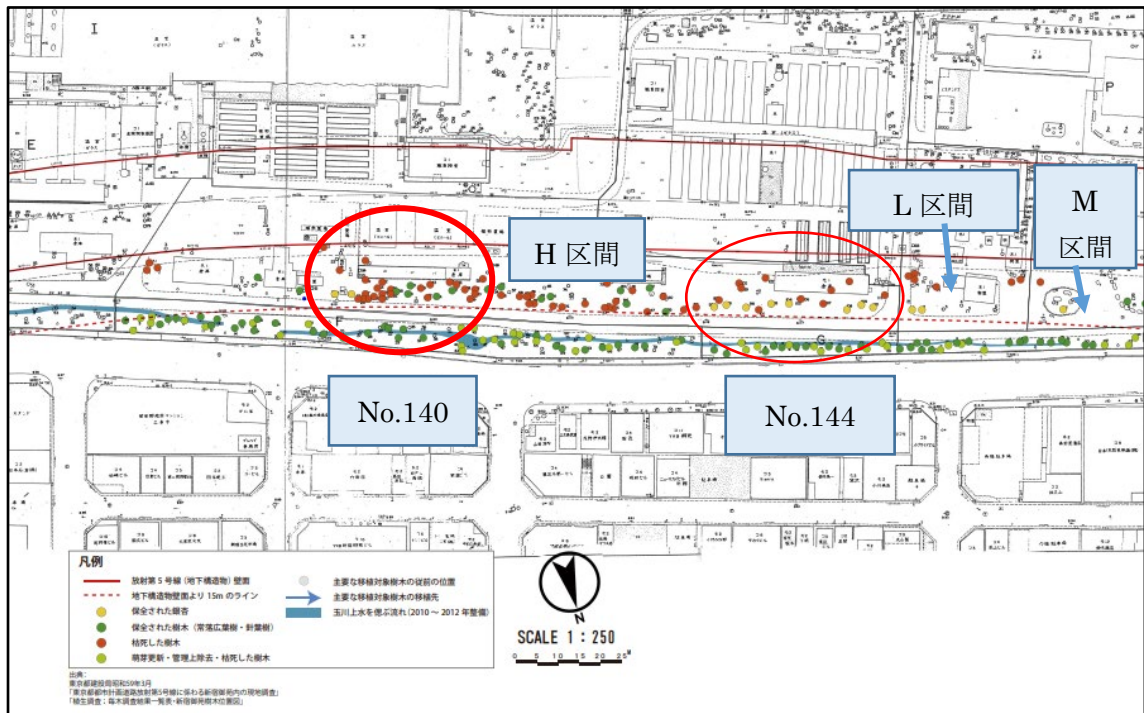


図 26 大イチョウ区間 保存樹木の変化 (1984~2022年)

<新宿御苑散策路>No. 140

新宿御苑の森の変遷 (1984~2022年)



図 27 大いちょう区間における残存樹木 (その1)



## ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

シラカシ、エノキ等の常落混交林だったが、御苑トンネル建設後、約70%が枯死。トンネル近く(5~10m)には、桜、メタセコイアがあったが、事前に御苑内の他の場所に移植され、枯死をまぬがれた。ユリノキの巨樹(樹高22m)は、令和2年までは、なんとか残存していたが、同年秋伐採され、切り株となっている。



シラカシ (3-400) 枯死、切り株  
2022年8月12日撮影

シラカシ  
枯死、切り株残存  
2022年8月12日撮影

ユリノキ (3-323)  
枯死、切り株から萌芽  
2022年8月12日撮影

写真 25 大いちょう区間における切り株 (その1)



写真 26 ユリノキの切り株



<新宿御苑散策路、>No. 144 大イチョウのエリア

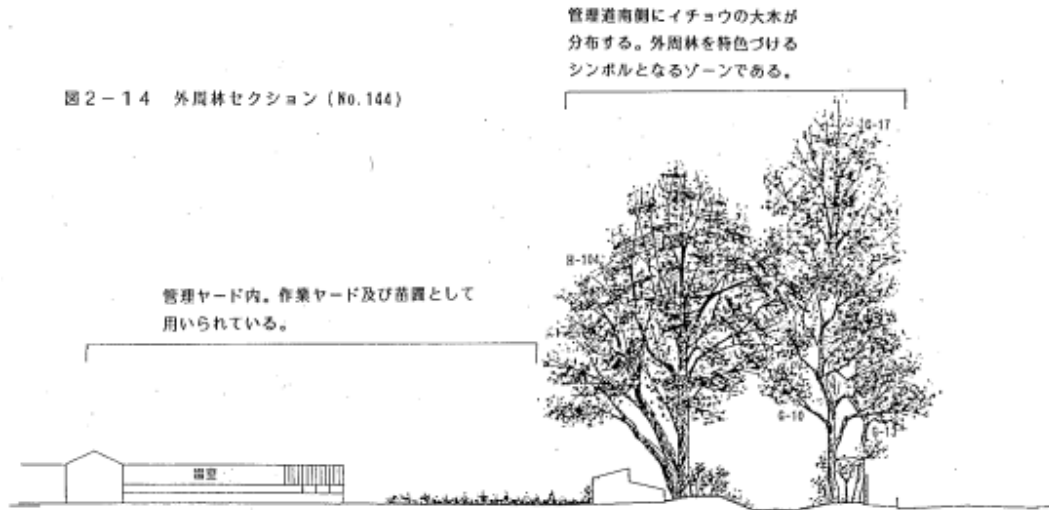


図 28 大イチョウ区間  
断面図

大いちょうは、御苑トンネルから 15m 以上、離れた距離に位置するため、すべて保全され、順調に生育しています。10m 以内に新しく植栽された樹木は、枯死、伐採、切り株を確認しました。

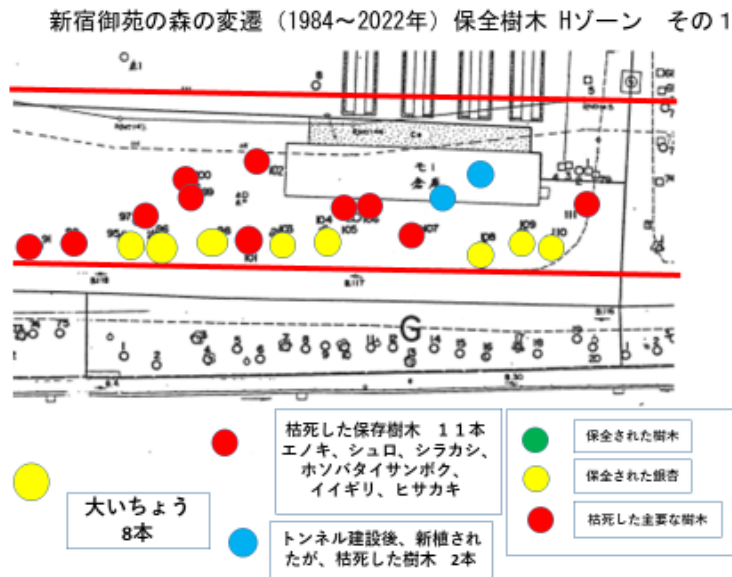


図 29 大イチョウ区間における残存樹木（その 2）



江戸期より継承されてきた、いちょう並木が連続するエリア。  
 いちょうは、御苑トンネルより。約15m離れており、土手の上に立地している。  
 いちょう並木より、御苑トンネルに近いエリアには、エノキ、シラカシ、イイギリなど、約12本が保存されたが、40年の歳月を経て、ほとんど枯死している。



大いちょう並木  
 玉川上水を偲ぶ流れが整備され、  
 ゆとりと潤いのある並木道となっている。



ホソバタイサンボク (102, 3-390)  
 枯死、切り株残存  
 2022年8月12日



エノキ (97, 3-400)  
 枯死、切り株残存  
 2022年8月12日撮影



ヒサカキ (3-391)  
 枯損、切り株から萌芽  
 2022年8月12日撮影

写真 27 保全された大イチョウ

6. 総括表

表 2 大いちょう区間における、御苑トンネルから 15m 以内の保存樹木の動向  
 ——昭和 59 年（1984 年）～令和 4 年（2022 年 8 月）までの分析

ゾーン	昭和 59 年 総本数 (本)	保全対象 の 樹木数 (本)	令和 4 年 8 月		
			保全された常落広 葉樹・針葉樹 (本)	保全された いちょう (本)	枯死した樹木 (本)
H	103	79	15	10	54
L	78	8	-	2	6
M	30	7	2	2	3
合計	211	94	17	14	63





## 7. 結果

### <トンネルの壁面からの距離：約15m以内のエリア：大いちょう区間>

- ・新宿御苑トンネルから15m以内で、大いちょう区間に、昭和59年に存在していた樹木数（高木・中木のみ）は、211本でした。
- ・この内、移植により活用、病虫害木等を除き、歴史的樹木として、保全の対象とした樹木数は、94本でした。
- ・令和4年8月現在、保全された常緑広葉樹（スダジイ、シラカシ等）・落葉広葉樹（ケヤキ、ムクノキ等）は、17本、大いちょうは14本、枯死した樹木は63本でした。
- ・この結果、御苑トンネルから15mの距離にあるエリアにおける保存樹木の残存率は、約33%でした。
- ・御苑トンネルから10mの距離にあるエリアには、保全の対象とした樹木（昭和59年）で生存していたのは、わずかに5本でした。
- ・当該エリアには、御苑トンネル整備後、新しく補植が行われましたが、当初は順調である樹木も、成長するに従い枯死する樹木があり、8本の切り株を確認しました。

### <トンネルの壁面からの距離：約15m以上～25mのエリア>

- ・保存樹木の生長は順調であり、特に大径木（スダジイ、シラカシ、ケヤキ等）の成長は著しいものがあり、自然淘汰により、「巨樹の森」へと遷移が進んでいます。

## 8. 分析を踏まえた「いちょう並木」の今後に向けての考察

外苑いちょう並木の母樹である新宿御苑のいちょう並木は、御苑トンネル建設時に、手厚い保護施策が適用され、21本、すべてが保全され、順調に成長しています。40年間に、幹回りは、約50cm～1mも太くなり、巨樹の並木としての年輪を刻んでいます。

御苑トンネル建設時には、樹齢100年を超える歴史的樹木の保全が、重要な目標として設定されました。当該区域には、江戸期に内藤新宿の宿場町と、高遠藩内藤家下屋敷との間の「火防樹」として、大いちょうが旧玉川上水に沿って、一列に植栽されており、樹齢は300年を数えます。大いちょうは、戦災等により、焼失したものもありますが、大木戸から新インフォメーション・センターまでの間に21本残存しており、そのすべてが、保全されました。

大いちょう区間では、いちょうから、トンネルまで、15mのゆとりをもって工事が行われたため、14本のいちょう、すべてが保全されました。トンネルから5m以内にあった大いちょう2本は、特殊工法（たて引き）により、至近距離に移植され、生育は極めて良好です。

大木戸門の横にあった高遠藩内藤家下屋敷の門前の大いちょうは、御苑トンネルの上



## ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

部となったため、特殊工法により、駐車場横に移植され、良好に生育しています。その他の4本の大きいちょうは、トンネルから15m以上、離れているため、順調に生育し、巨樹となっています。

このように、新宿御苑においては、歴史的樹木の保全にあたって、委員会を組織し、慎重な審議を重ねて、保全案を作成し、実施に移していきました。

今回の外苑再開発計画において、決定的に欠落していることは、建築計画が優先し、樹木の伐採の計画が、2022年4月26日になり、ようやく明らかにされ（新宿区都市計画審議会では2021年1月21日に提示）、歴史的に培われてきた樹木や並木道の保全に対する検討が全く、行われていないことにあります。

新宿御苑のいちよう並木は、江戸期に起源を有するため、樹齢は300年を超えており、幹周も4mを超える巨樹となっています。

外苑のいちよう並木の保全にあたっては、いちようの成長は、現時点で静止するものではなく、巨樹への道を歩みつつある生命体であることを、深く考察する必要があります。

### <資料 一覧>

- 資料1：東京都建設局（昭和59年3月）：「東京都市計画道路放射第5号線に係わる新宿御苑内の現地調査」植生調査 別冊資料、毎木調査結果一覧表
- 資料2：東京都第一街路整備事務所・（財）国立公園協会（昭和62年3月）  
「放射第五号線街路築造工事に伴う新宿御苑の復旧基本設計報告書」
- 資料3：東京都第一街路整備事務所・（財）国立公園協会（昭和62年3月）  
「放射第五号線街路築造工事に伴う新宿御苑の復旧基本設計 資料  
緑化対策実施設計 その1」
- 資料4：東京都第一街路整備事務所・（財）国立公園協会（昭和62年3月）  
「放射第五号線街路築造工事に伴う新宿御苑の復旧基本設計 資料  
緑化対策実施設計 その2」
- 資料5：環境省自然環境局（平成18年3月）「都心部における水とみどりのネットワークによる自然環境の再生に関する調査報告書」
- 資料6：東京都新宿区（平成20年2月）「玉川上水を偲ぶ流れ」基本計画報告書
- 資料7：折下吉延先生業績録編纂委員会（昭和48年）「折下吉延先生業績録」
- 資料8：環境省新宿御苑管理事務所（平成24年）「新宿御苑樹木調査書」
- 資料9：放射第五号線の建設後の御苑の森の樹木の変遷  
昭和59年～令和4年まで」。中央大学研究開発機構グリーンインフラ研究室作成



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

## 9. 「いちょう並木」の歩行者専用道路に向けて

日本イコモスでは、「いちょう並木」中央の自動車道路（特例都道四谷角筈線）を歩行者専用道路にすることを2022年4月26日に提案しています（参考図：夢のかけはし参照）。これは、オリンピックで周辺道路の整備が完了しているため、園内動線を、歩行者専用にすることが可能と判断したからです。

しかしながら、2022年8月に発表された「いちょう並木」眺望図（図17）では、歩行者が全く描かれていません。秩父宮ラグビー場が建国記念文庫の森に移転しますと、国立競技場との間にある区道第43-670号線は、廃止あるいは付け替えとなり、ラグビー場南側と複合棟Bの間に移る計画となっています。これは、外苑内の自動車交通を悪化させるものであり、緑に親しむ外苑の未来にとって、取返しのつかない事態となります。事業者におかれましては、利潤追求のみの視点を再考され、美しい「いちょう並木」を次世代に手渡していただきたく、お願い申し上げます。

以下の写真は、16～17世紀にかけて整備されたイランの古都イスファハーンのシャハル・バー・アヴェニュー（Chahar Bagh Avenue）の並木道です。東京も、世界に誇る並木道を「未来永劫」、繋いでいきたいと思えます。



図30 外苑内を歩行者のための空間に（黒：外周道路）



写真28 イラン・イスファハーン



写真29 チャルハール・バツハ・アヴェニュー（Chahar Bagh Avenue）

写真提供：ソヘイン ダシュティ Mr. Soheil Dashti（東京大学生産技術研究所）



< 「公園まちづくり制度」の不適切な適用による文化的資産の破壊 >

――秩父宮ラグビー場の現地再建の必要性.

提言 5 大規模な伐採が計画されている建国記念文庫の森については、新秩父宮ラグビー場と国立競技場に挟まれた位置に、建国記念文庫が移設される計画となっています（仮称：神宮外苑広場）。しかし、その位置や規模を示した資料は、提供されておりません。8月22日の「PFI方式による新秩父宮ラグビー場（仮称）整備運営等事業」の民間事業者決定の資料でも、確認することができませんでした。

現地調査を行った所、現在、保存緑地となっている場所に、（仮称）神宮外苑広場が整備されると仮定した場合、樹木の保存に大きな影響が生じ、現在の森は、ほとんど保全していくことは、不可能となることが明らかになりました。

神宮外苑には、いちょう並木やスポーツ施設を取り囲む修景植栽等に加えて、現在の建国記念文庫の森のような自然林があります。この森は人工的に創り出された森ではありますが、内苑の森が自然林へと遷移が進んでいるように、今回の再開発地区における、ほとんど唯一の自然林です。樹齢100年を超える歴史的樹木は65本生育しておりますが、開発が行われれば、持続的に生育が可能となる樹木はわずか3本のみとなります。5%にも満たない数字であり、国民の献木により継承されてきた森は、その命運にピリオドが打たれることとなります。

本来、秩父宮ラグビー場は、この森に移設される必然性はありません。競技の継続性については、現在でも、ラグビーの大会は国立競技場で開催されています。この移設計画は、「公園まちづくり制度」の不適切な導入による、現ラグビー場エリアの商業的利用の増進のためであり、ホテル付野球場の建設、商業施設の導入、高層化によるオフィス機能の増進等を目的とするものであると記録されております。

日本イコモスが既に提案したように、現地再建であれば、工期も現在の14年（竣工予定2036年）という長期間を大幅に短縮することができます。再開発事業の目的であるとされる国際的なスポーツクラスターの実現は、より速やかに達成されるはずです。

以上、大義名分なき、利益追求を目的とする移設計画は、文化的資産と、これを支える貴重な自然的環境を完膚なきまでに破壊するものであり、再開発計画の見直しを提言致します。



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

## 1. 建国記念文庫の森の現状と計画

建国記念文庫は、建国記念日制定に向けて寄せられた数十万通にのぼる希望・意見書を保管するために、昭和44年2月11日に当地に、建立されたものと記載されています。建物は、奄美大島の高倉式様式、書は出雲大社の神門の布施杉材、土台は坂上田村麻呂の東征により平和国家が樹立したことを記念し、奥州巖作山の石垣白河石が用いられています。この文庫は、大正期より保全されてきた、静謐な森の中に据えられています（写真30）。当該地域の極相林であるスダジイ林に遷移が進んでおり、自然度の極めて高い貴重な森で、国立競技場の前面に位置する大きな森として、景観的にも重要な役割を有しています（写真31）。

聖徳記念絵画館の背後の森厳な常緑広葉樹林とは異なり、常緑広葉樹林とケヤキ等の落葉樹により構成されており、人々が憩う樹林として、大正期から継承されている貴重な森です。

現在の樹木総数は、樹高3m以上の樹木が149本で、この内、秩父宮ラグビー場の移設に伴い、77本が伐採され、58本が保存、16本が移植として、計画されています。

計画書では、当該地区に現在の建国記念文庫が移設されると記されていますが、具体的にどの場所に移設されるのか、保存緑地との関係は、どのようになるのかについては、資料の中で確認することはできませんでした（図31）。このため、日本イコモスでは、現地で実測を行った結果、保存されると記載されている樹林地は、ほとんど樹林地として持続的に成長していくことが、困難であることがわかりました。以下、調査内容を詳述いたします。



写真30 建国記念文庫の森



写真31 建国記念文庫の森（国立競技場を臨む）

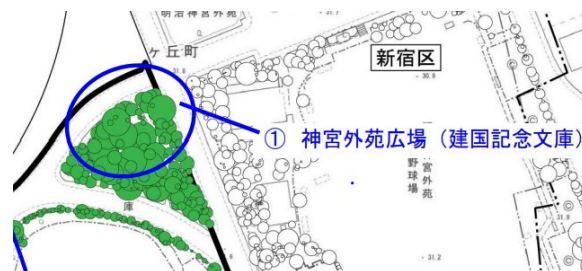


図31 環境影響評価書に記載された建国記念文庫の概ねの位置



## 2. 建国記念文庫の森の樹木保存計画の検証

### (1) 建国記念文庫の森と新ラグビー場の位置

図 32、33 は、建国記念文庫の森の現在の位置と、新ラグビー場の建設場所を対照させたものです。新ラグビー場は、高さ 46.1m と発表されており、当該地域で最も樹高の高いケヤキは、樹高 20m ですので、その 2 倍以上の高さとなります。

既存の資料及び 8 月 20 日に発表されました新ラグビー場計画の図書を拝見しても、建国記念文庫の移設場所は、明示されておりません。

このため、日本イコモスでは、現状の建国記念文庫が、そのまま、隣接する保存緑地に移設されると仮定し、樹林との関係を、一本一本、現地にて確認調査を行いました。



図 32 神宮外苑再開発計画における建国記念文庫の森の位置

### (2) 建国記念文庫の森における保存緑地

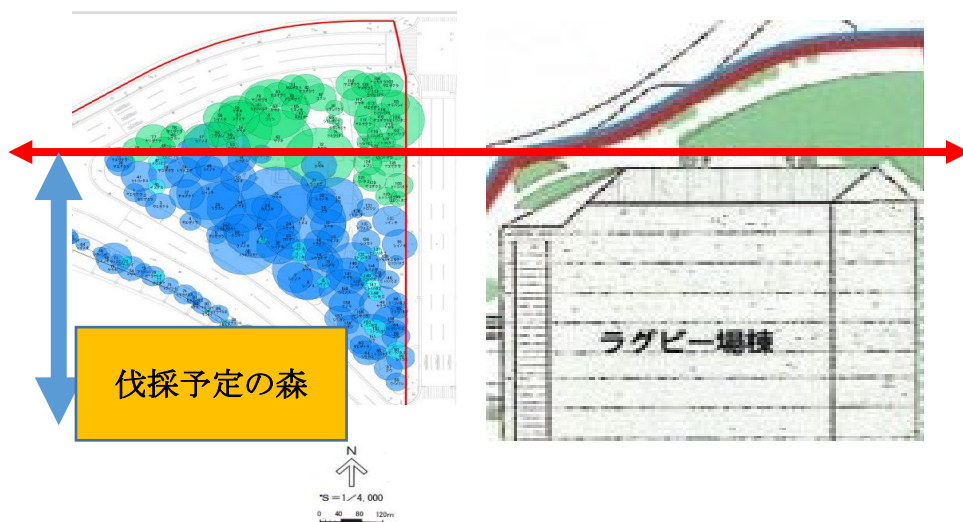


図 33 神宮外苑再開発計画における建国記念文庫の森の保存・移植・伐採計画



(3) 建国記念文庫の森エリアの再開発により生じる問題

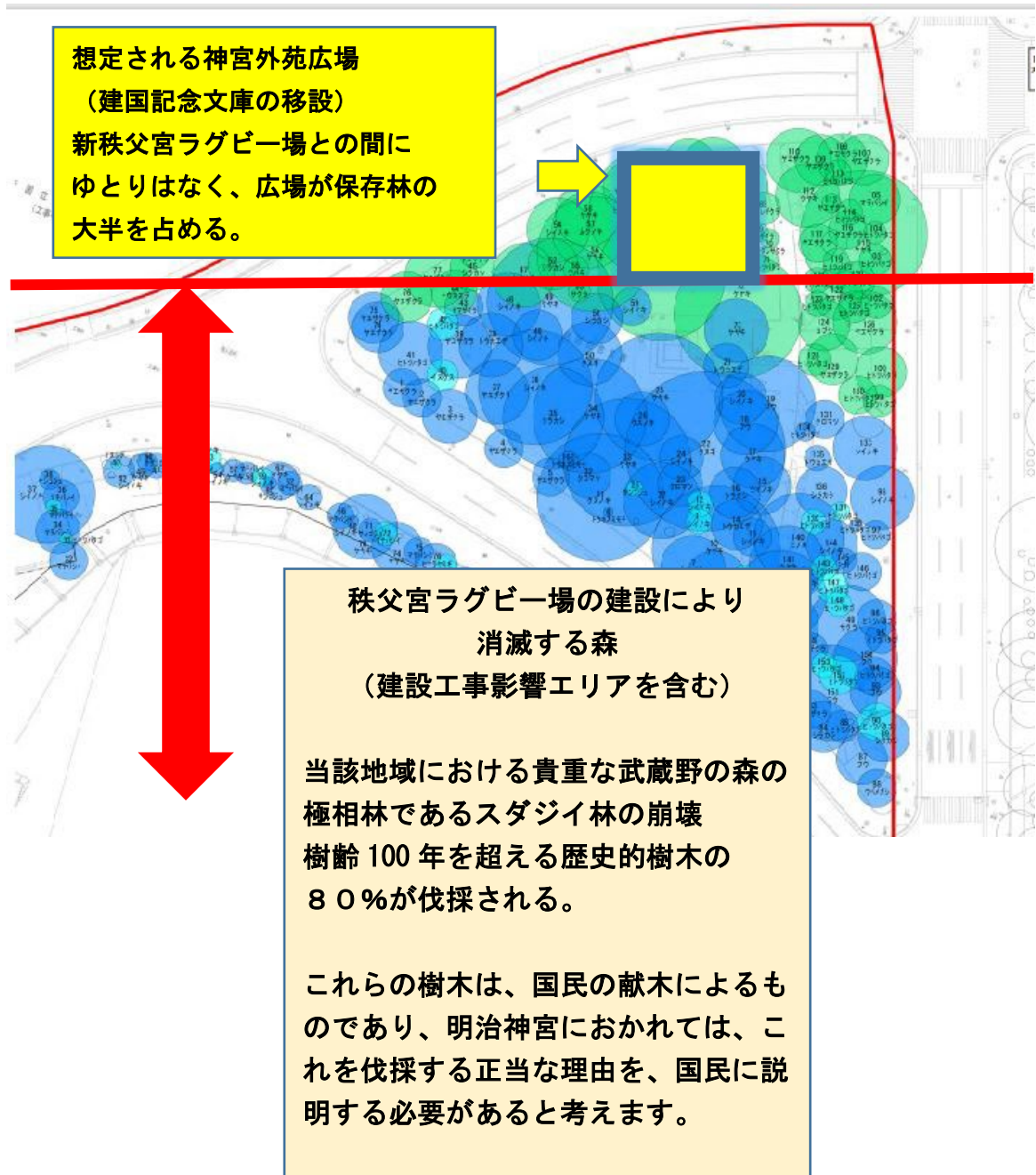


図 34 建国記念文庫の森の保存計画の問題点

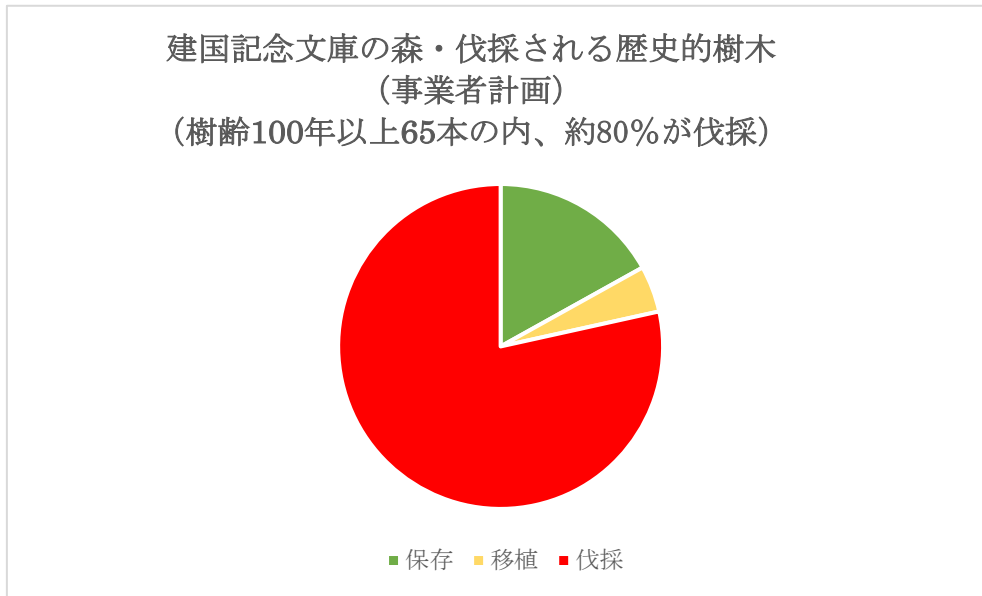


図 35 建国記念文庫の森・伐採される歴史的樹木 (事業者計画)

表 3 建国記念文庫の森の歴史的樹木 (事業者計画)

樹種	保存	移植	伐採	合計
スダジイ	2	2	16	20
シラカシ	1	1	6	8
ケヤキ	5		10	15
フウ			5	5
トウカエデ			4	4
その他	3		10	13
合計	11	3	51	65

現地調査の結果、神宮外苑広場が整備された場合、樹齢 100 年を超える樹木（歴史的樹木）65 本の内、伐採される可能性のある樹木は 62 本で、実に、95%にのぼることがわかりました。





建国記念文庫の森には、戦後、植栽されたヤエザクラ等も、歩道沿いに植栽されています。現地調査の結果、これらの樹木は、隣接する森が開発されるため、衰退していく可能性が高く、保存することは困難と推定されました。

このため、現在の樹木総数は 149 本で、この内、秩父宮ラグビー場の移設に伴い、77 本が伐採され、58 本が保存、16 本が移植として、計画されていますが、58 本の保存は困難であり、37 本が、神宮外苑広場の整備に伴い、伐採、もしくは衰退していくのではないかと推察されます。正確な情報の開示、現地合同調査に基づく、確認が必要です。

#### <参考：保存緑地の現状と課題>

ケヤキ（72 番、樹木番号 KE-072：樹高 20m、幹回り 340cm、葉張り 20m）（写真 32）  
計画では保存となっていますが、ラグビー場が約 5m 以内に建設されるものと思われます。葉張りは、20m ありますので、新ラグビー場と競合します。また、写真 33,34 は、ケヤキの根ですが、樹林地で大正期より伸び伸びと育ってきたため、根茎は直径で 10m 以上となっています。このため、葉張り、根茎の双方から現地での保存は困難です。

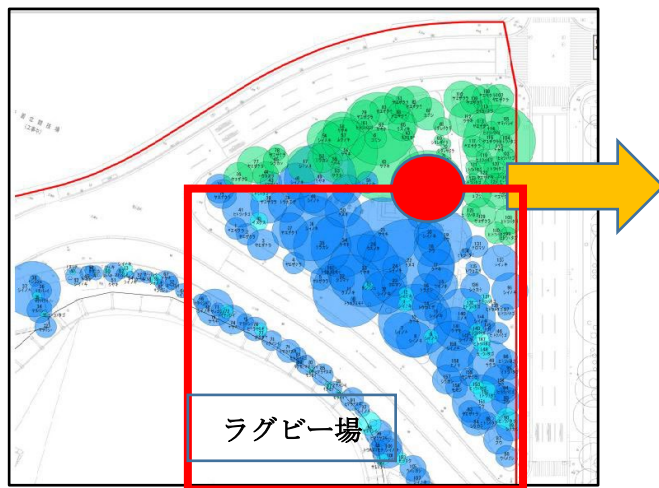


図 36 保存緑地の中心となるケヤキの大木

写真 32 ケヤキ（樹木番号 KE-72）



写真 33 ケヤキ（KE-72）の根茎（1）



写真 34 ケヤキ（KE-72）の根茎（2）



ICOMOS Japan  
 c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
 2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
 Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
 E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

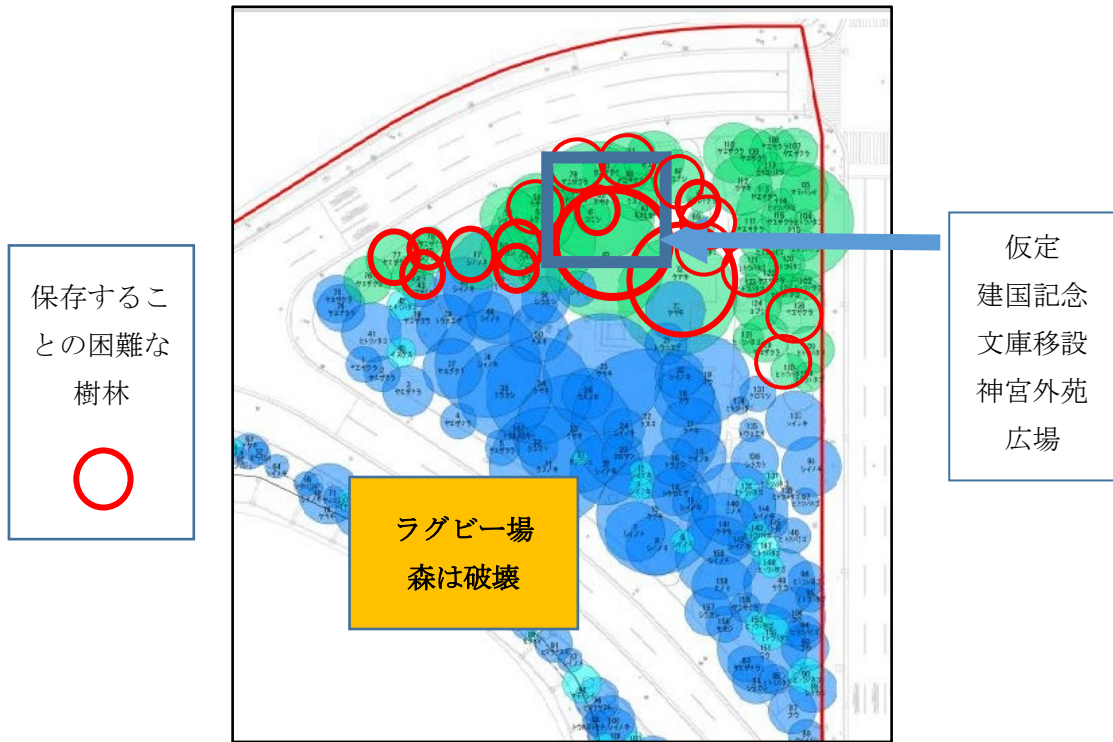


図 37 建国記念文庫の森における樹林保存の課題



写真 35 建国記念文庫の森（保存緑地現況）



<日本イコモス提案 「神宮外苑——夢のかけはし」 >

—— 樹木の伐採を回避し、文化的資産・神宮外苑を再生する提案

提言6 日本イコモスでは、再開発による神宮外苑の文化的資産の破壊を回避するために、2022年4月26日、「樹木の伐採を回避し、近代日本の名作・神宮外苑を再生する提案」を、東京都に対して発しました。しかしながら、再開発事業の見直しは、全く行われず、事業者も確約していた「いちよう並木」の保全さえもが、危機に瀕する事態となっています。

こうした事態を招いた大きな要因は、「公園まちづくり制度」にあります。この制度は、センター・コア・エリア内の公園としての共用の目途のたたない都市計画公園の一部を削除し、これにかえて、地区計画を定め、民間の力を活用し、一定規模の緑地を地区施設として整備するというもので、神宮外苑再開発においては、秩父宮ラグビー場が、共用されていない公園緑地とみなされ、3.4haにもものぼる「都市計画・明治公園」が削除され、超高層ビル・商業施設の建設が可能となりました。都市計画公園の削除により、超高層ビルの建設が可能となり、公園エリアから使用しない容積率を移転することにより、巨額の利益が生まれる構図となっています。

日本イコモスでは、このような状況の中にあっても、秩父宮ラグビー場を移転せずに、現地再建を行うことにより、大量の樹木の伐採は可能であることを証明し、「神宮外苑——夢のかけはし」を提示いたしました。本提言書のはじめに、その後の修正を加えた図面を提示いたしました。

この案では、伐採樹木数は桜2本（病虫害樹）のみであり、園内を歩行者専用道路とすることにより、ゆとりある「杜の神宮球場」の実現が可能となります。工期は大幅に短縮され、文化的資産を保全・活用した再生を可能とする案です。

事業者におかれましては、自らの利潤追求のみを最大化することは、一歩立ち止まって考えられ、元々、国民の浄財により整備された外苑を、社会が共有する財産として、後世に手渡していくべく、再開発事業を再考されることを提言いたします。



**表 4 「事業者案」と「日本イコモス案」の比較**

内容	事業者案	日本イコモス案
文化的資産の保全・再生	文化的資産は、永久に破壊される。修復は不可能。	「名勝」指定により、近代都市美・風景式庭園の保全・再生が可能
伐採樹木本数	伐採 892 本（再開発地区全体）	伐採 2 本
競技の持続性	竣工までに 14 年必要。	現地建て替えであるため、工期は大幅に短縮可能。
いちよう並木	永続性の担保なし。 2 列のいちよう並木（移植困難）	いちよう並木の、未来永劫の「永続性」を保証。
ラグビー場	国立競技場に隣接し、空間にゆとりがなく、独立性と尊厳が失われる。	青山口、正門であり、歴史を刻んだ並木道がエントランスとなり、ラグビーの聖地としての伝統と風格を、継承することができる。
神宮球場	ホテル付球場。いちよう並木を枯死・衰弱させる。	「神宮の杜・野球場」としての再整備が可能。
風致地区	条例に著しく、違反。	条例を、徹底して遵守
防災及び広域避難場所	都市計画公園の削除と超高層ビルの建設により、昼間人口が増大し、防災性、安全性が低下。	樹木を保全し、オープンスペースの質と量から、人命の救助、及び被災後の仮設住宅の建設等に寄与。
生物多様性	生き物が棲息する空間を創り出す視点は希薄。	緑地保全、水景、小川等の導入により、豊かな生物多様性を実現。
財源と開発利益の地域還元	民間事業者による開発。 開発利益は、事業者が取得。	「公園に準じる緑地」であるため、公的補助を導入する必要がある。 神宮球場の改築に当たっては、クラファンディング等の手法等も併用。
交通	外苑内が自動車交通であり、災害発生時における広域避難場所として、防災上の問題がある。	外苑内が歩行者専用路となることにより、日常生活だけではなく、災害発時の広域避難場所としての安全性が確保できる。



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

### <公開現地調査の提案>

---事業者の伐採樹木数と日本イコモス調査の乖離に関する現地検証会の開催

提言 7 伐採樹木数に関しましては、事業者報告と日本イコモス調査は著しく乖離しております。

公明正大な議論を行うために、神宮外苑の現地にて両者立会いのもと、公開で伐採樹木の確認をすることを提言いたします。

10月下旬頃の開催が適切と存じます。



## <参考文献>

- [1] 佐藤昌 (2001)、『日本公園緑地発達史 (上巻)』、都市計画研究所、44-109 頁。
- [2] 明治 18 年 4 月 21 日東京市区改正品海築港審査会議事筆記。
- [3] 石川幹子(2021)、「近代小公園発祥の地「坂本町公園」の 132 年の軌跡と再生～ポスト・コロナ時代への展望～」、公園緑地 Vol.82 No.3、47-50 頁。
- [4] 明治神宮奉賛会 (昭和 12 年、1937 年)、『明治神宮外苑志』。
- [5] 明治神宮奉賛会 (昭和 12 年、1937 年)、『明治神宮外苑志』、11 頁、199-201 頁。
- [6] 明治神宮奉賛会 (昭和 12 年、1937 年)、『明治神宮外苑志』、199 頁。
- [7] 前島康彦 (編) (1967)、「都市の公園計画」、(大正 9 年 10 月 23 日学術講演会講演速記)、『折下吉延先生業績録』、195-223 頁。
- [8] Moor, Charles ed. (1902)、*The Improvement of the Park System of the District of Columbia*, Fifty-Seventh Congress, First Session, Senate Report No.166, Washington, D.C.: Government Printing Office.
- [9] 片岡安 (1916)『現代都市之研究』建築工芸協会。
- [10] 明治神宮奉賛会 (昭和 12 年、1937 年)、『明治神宮外苑志』、218 頁。
- [11] 前島康彦 (編) (1967)、『折下吉延先生業績録』、16-19 頁、58-59 頁。
- [12] 文化庁 (2012)、『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』  
[https://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/pdf/teien\\_kouen\\_chousa.pdf](https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/teien_kouen_chousa.pdf)
- [13] 文化庁、「名勝」<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/meishou/>
- [14] 都市緑地法、<http://hourei.net/law/348AC0000000072>
- [15] 明治神宮奉賛会 (昭和 12 年、1937 年)、『明治神宮外苑志』、218-225 頁。
- [16] 明治神宮奉賛会 (昭和 12 年、1937 年)、『明治神宮外苑志』、374-378 頁。
- [17] 東京都風致地区条例：新宿区  
[http://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/kenchikusc01\\_000555.html](http://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/kenchikusc01_000555.html) 文化庁 (2012) 前島
- [18] 日本学術会議提言(2015)、「神宮外苑の環境と新国立競技場の調和と向上に関する提言」、10—11 頁。<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t211-1-1.pdf>
- [19] 東京都環境局(2022)、「神宮外苑地区におけるまちづくりファクトシート」  
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/08/18/documents/0819-01.pdf>
- [20] 東京都 (2022)、「神宮外苑地区のみどりについて」  
<https://www.jingugaienmachidukuri.jp/green/>
- [21] 三井不動産、宗教法人明治神宮、独立行政法人日本スポーツ振興センター(2022) 伊藤忠商事株式会社：「神宮外苑地区におけるまちづくりについて」  
<https://www.mitsufudosan.co.jp/corporate/news/2022/0519/>
- [22] 日本イコモス(2022)、「樹木の伐採を回避し、近代日本の名作・神宮外苑を再生する提案」、<https://icomosjapan.org/>